

平成 2 4 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年各会計定例監査、平成22年各会計定例監査、平成22年行政監査（債権管理について）、平成22年財政援助団体等監査、平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）、平成23年各会計定例監査、平成23年工事監査、平成23年財政援助団体等監査、平成23年度決算審査（各会計歳入歳出及び公営企業各会計）及び平成24年各会計定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成24年11月30日

東京都監査委員	小	沢	昌	也
同	服	部	ゆ	くお
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第1	措置の概要	1
第2	措置の進捗状況	14
第3	通知の内容	
	平成21年各会計定例監査	15
	平成22年各会計定例監査	16
	平成22年行政監査（債権管理について）	18
	平成22年財政援助団体等監査	24
	平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）	25
	平成23年各会計定例監査	26
	平成23年工事監査	31
	平成23年財政援助団体等監査	32
	平成23年度決算審査（各会計歳入歳出）	38
	平成23年度決算審査（公営企業各会計）	40
	平成24年各会計定例監査	42

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、104件の通知を受け、対象となる監査において指摘等をした677件のうち、548件（80.9%）が改善済みとなった。

今回、措置通知があったものの監査種別ごとの内訳は表2のとおりである。

また、監査種別ごとの改善措置の内容は概ね、表3のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件）

措置対象 A	改善済み			改善中 A-D
	前回まで B	今回通知 C	計 D=B+C	
677	444	104	548	129

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数	小計	
定例監査	平成21年	1	80
	平成22年	2	
	平成23年	9	
	平成24年	62	
行政監査（債権管理について）	平成22年	5	
工事監査	平成23年	1	
財政援助団体等監査	平成22年	1	12
	平成23年	11	
各会計歳入歳出決算審査	平成22年度	1	12
	平成23年度	8	
公営企業各会計決算審査	平成23年度	3	
合計			104

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査・行政監査・工事監査		
(1) 収入管理 ・滞納整理	11	○収入管理システムのデータを正確に保持するようシステムを改善したもの(P. 3) ○公平かつ効果的・効率的となるよう滞納整理事務を見直したもの(P. 4)
(2) 業務委託	16	○PFI事業において事業実態と合致していなかった業務別仕様書を改訂したもの(P. 5) ○業務の委託化の際に委託マニュアルに記載しなかった業務について明記したもの(P. 6)
(3) 契約事務	23	○契約事務規則のとおり、契約締結の手続を行うよう周知徹底を図ったもの(P. 7) ○履行確認を行うようにしたもの(P. 7)
(4) 安全管理	8	○毒劇物等の管理を適正に行うよう周知徹底を図ったもの(P. 8)
(5) その他	22	○設計金額の積算を適正に行うよう周知徹底を図ったもの(P. 9) ○請求していなかった契約保証金の請求を行ったもの(P. 9) ○遅れていた使用料の収入を行ったもの(P. 10)
小計	80	
2 財政援助団体等監査		
(1) 補助金額の算定	6	○補助金の算定誤りを防止するため、要綱などにより算定方法を明確にしたもの(P. 11)
(2) その他	6	○局から団体を特命して委託した業務を、局が直接委託するように変更したもの(P. 11)
小計	12	
3 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査		
(1) 財産等の登載誤り	6	○財産に関する調書への登載の誤りを修正したもの(P. 12)
(2) 会計処理の誤り	3	○収入未済額等の過大計上を修正したもの(P. 12)
(3) 計上科目の誤り	2	○計上科目の誤りを修正したもの(P. 12)
(4) 事業に関する意見	1	○使用料無償化の効果検証を行えるよう事業者からの報告内容を改めたもの(P. 13)
小計	12	
合計	104	

1 定例監査・行政監査・工事監査

(1) 収入管理・滞納整理

○ 収入管理システムのデータを正確に保持するようシステムを改善したもの

平成22年行政監査 No. 6 (P. 20)

指摘の概要

建設局では、霊園管理料の調定、収入、未収管理などを、霊園管理システムを用いて行っているが、このシステムは、次のとおり、データの正確性を担保できない。

- ① 霊園管理システムは、収入金額など、データベースのデータを変更すると上書きされ、変更前のデータや更新履歴が保存されない仕様となっている。
- ② 複数の組織がシステムを利用しているが、組織ごとに共有のID、パスワードを使用しているため、データを変更した利用者を特定できない。
- ③ 操作担当の職員がシステムログにアクセスできるため、システムログを改ざん可能な状況となっている。

このため、システムの再構築に当たっては、これらの問題点を改善するよう求めていた。

措置の概要

局は、霊園管理料の収入管理に係るデータを正確かつ適正に保持するため、平成23年度に霊園管理システムを次のとおり設計した。

- ① 収納や交渉履歴などの処理区分ごとに期間を定め、更新履歴を保持するシステムとした。
- ② 利用者ごとにIDとパスワードの設定を行えるようにした。
- ③ 管理者のみがシステムログにアクセスできるものとした。

○ 公平かつ効果的・効率的となるよう滞納整理事務を見直したもの

平成22年行政監査 No. 8 (P. 22)

指摘の概要

建設局では、公共事業の施行に伴い移転が必要となった者に対し、生活再建のための資金を貸し付けており、貸付金の滞納整理事務を債権回収業者に委託している。

しかし、委託契約の内容を見ると、債権回収業者に公平かつ効果的・効率的な滞納整理事務を行わせていなかった。

- ① 委託の仕様書では、文書による催告を画一的に行うことを定めているが、電話、現地訪問などを組み合わせ滞納者の状況に応じた効果的な催告を行うこととしていない。
- ② 現地調査を行う基準、現地調査の結果の報告内容などを定めていないため、必要な現地調査が行われているかわからない。
- ③ 滞納債権を困難度で区分し、困難度に応じた債権回収報酬を設定していないなどのために、困難案件の滞納整理が未着手となりやすい状況となっている。
- ④ 委託実績は、処理件数の報告が主となっており、滞納者ごとの交渉経過を記録したものとなっていないため、適時適切に滞納整理事務を行ったか確認できない。

措置の概要

債権回収業者に公平かつ効果的・効率的な滞納整理事務を行わせるよう、次のとおり、契約内容を変更した。

- ① 文書による催告によっても弁済がない者については、電話催告を行わせ、電話催告によっても弁済がないものについて、現地訪問を行うなど、適宜適切な手段を組み合わせ催告を行うこととした。
- ② 現地調査を行う基準、調査事項を明記した。
- ③ 未着手案件が発生しないよう、①の方法で確実に全債務者に対する催告をさせることとした。
- ④ 報告内容を定め、全滞納者について、個別の報告書を作成させ、回収方針について定期的に協議することとした。

(2) 業務委託

○ P F I 事業において事業実態と合致していなかった業務別仕様書を改訂したもの

平成24年定例監査 No. 60 (P. 50)

指摘の概要

病院経営本部は、松沢病院の運営に当たり、P F I 手法を導入している。P F I 手法による病院運営は、本部が医事業務や建物管理などの医療周辺業務についてサービス水準を示して、具体的な運営方法を事業者に委ねて業務の最適化を図るものである。事業者は、具体的な運営方法を業務別仕様書及び業務マニュアルとして定め、本部の確認を受けることとなっている。

しかし、

- ① 医事業務に係る業務別仕様書及び業務マニュアルを事業者が本部に提出しているにも係らず、内容の確認を行っていない
- ② 未収金管理業務について、業務別仕様書・業務マニュアルと、本部の定める要領・病院が求める事業実態と合致していない

ことから、業務別仕様書・業務マニュアルが業務の履行確認等に必要な内容となっていなかった。

措置の概要

本部は、P F I 事業者と協議し、要領や事業実態と合致するよう、業務別仕様書・業務マニュアルを改訂した。

○ 業務の委託化の際に委託マニュアルに記載しなかった業務について明記したもの

平成24年定例監査 No. 87 (P. 66)

指摘の概要

水道局の各支所では給水装置工事を担当しているが、集合住宅など同一箇所に複数の給水管が所在する場合、メータ取り付け時にメータの設置場所を取り違えるなどにより、水道使用者とその使用水量を示すメータの関係が交錯して、互いに他の使用者の水量により水道料金が請求される状況となることがある。これをメータクロスという。

メータクロスが発生した場合、水道使用者の信頼を損ねることはもとより、各営業所は料金の還付や徴収に多大な人・時間を要することになる。

そこで、水道局では、平成18年から、メータクロス判明時に営業所と支所が協働して対処するため、メータクロス連絡票を作成し情報の共有化を図ることとしている。

しかし、

- ① 経年とともに、メータクロス連絡票による情報の共有化の事務処理が周知されていない状況となり、大田営業所で4件、品川営業所で1件、墨田営業所で1件のメータクロスが判明しているにもかかわらず、メータクロス連絡票を作成していなかった。
- ② 支所の給水業務の一部を東京水道サービス株式会社に委託した際に、給水装置業務委託マニュアルにおいて処理フロー、連絡票の様式等具体的な処理方法について記載せず、取扱いが不明確となった。

措置の概要

- ① メータクロス判明時の処理について、営業所に対し、再度、周知徹底を図った。
- ② 給水装置業務委託マニュアルにメータクロス連絡票の取扱いを明記した。

(3) 契約事務

○ 契約事務規則のとおり、契約締結の手続を行うよう周知徹底を図ったもの

平成24年定例監査 No. 64 (P. 52)

指摘の概要

東京都契約事務規則により、物品等の購入する契約を締結するに当たり、予定価格が160万円を超える場合には、競争入札に付さなければならない。

しかしながら、中央卸売市場では、同種の物品を同時期に購入するに当たり、本来193万円の予定価格であるところ、契約を分割して予定価格を少額にし、入札を行っていなかった。

措置の概要

契約担当者会議を開催し、各市場の契約担当者に対し、適正な契約事務を行うよう周知徹底を図った。

○ 履行確認を行うようにしたもの

平成24年定例監査 No. 96 (P. 70)

指摘の概要

東部学校経営支援センターは、高等学校図書館の管理業務を委託により行っている。委託契約の仕様書では、業務従事者は「司書資格を有する者でこれまで公立図書館等において各種管理業務に従事したことがある者」と定めている。

しかし、センターは業務従事者がこの要件に該当するか確認していなかった。

措置の概要

センターは、平成24年度の図書館管理業務委託仕様書に定める業務従事者の資格について、司書の資格証及び履歴書により業務従事者の資格を確認した。

(4) 安全管理

○ 毒劇物等の管理を適正に行うよう周知徹底を図ったもの

平成24年定例監査 No. 65、66 (P. 53、54)

指摘の概要

産業労働局の一部の事業所では、職業訓練、試験研究等のため、吸入や接触によって中毒を起こす毒物及び劇物、引火性が高い石油類等の危険物を使用している。

しかし、これらの一部について、廃棄するまで管理簿を作成していない事例、廃棄した量が管理簿に記録されていない事例、管理簿への記入を誤るなど適正な管理となっていない事例が見られた。

措置の概要

全薬品の実在庫量を確認し、漏れのないように管理簿に記載するとともに、薬品の廃棄時や購入時に管理簿に記載するよう周知徹底した。

また、事業所内において、管理責任者による自己点検の実施、他課職員による不定期検査などを実施した。

(5) その他

○ 設計金額の積算を適正に行うよう周知徹底を図ったもの

平成23年工事監査 No. 20 (P. 31)

指摘の概要

水道局は、朝霞浄水場沈でん池のフロキュレータ室が経年劣化により腐食しているため、施設の全面的な改修工事を行った。

局の積算基準では建具等の専門工事を単独で発注する場合、建具の見積単価については、下請け経費を調整することとしているが、この工事では下請け経費を含んだ額で単価を設定したため、積算額が約106万円過大となっていた。

措置の概要

浄水部は各浄水場に対し、建築工事における積算を適正に行うよう文書及び会議で周知・徹底した。

また、浄水部系列の事業所における建築工事については、経理部営繕課建築部門による指導助言を受け、その内容を記録した上で所属長等が、指導助言の内容が設計に反映しているか確認するよう徹底した。

○ 請求していなかった契約保証金の請求を行ったもの

平成24年定例監査 No. 48 (P. 44)

指摘の概要

東京都契約事務規則では、工事請負契約の締結に当たり、契約金額の100分の10を契約保証金として請負者から徴収し、履行を担保することとしている。

第一区画整理事務所は、盛土材管理工事（単価契約）を締結していたが、請負者は保険会社と履行保証保険契約を締結したため、契約保証金を徴していなかった。

請負者は、契約期間中に経営不振を理由として契約を解除したことから、所は履行保証保険契約の保険金600万円を請求すべきところ、これをしていなかった。

措置の概要

保険会社に対して保険金600万円を請求し、収入した。

○ 遅れていた使用料の収入を行ったもの

平成24年定例監査 No. 61 (P. 51)

指摘の概要

病院経営本部は、PFI手法を導入して、松沢病院の改築と改築後の運営を行っている。PFI事業契約書では、松沢病院内の売店・食堂などはPFI事業者が使用許可を受けて運営することとなっている。

使用料は、使用を開始する日までに全額徴収することとなっているが、松沢病院は、平成24年6月現在、

- ① 平成24年4月、5月分の使用料を調定していなかった。
- ② 平成24年5月の新病棟への移転後、新病棟で運営する売店等の使用許可をしないまま、使用させていた。

措置の概要

- ① 調定が遅延していた平成24年4月、5月分の使用料を調定し、平成24年7月までに収入した。
- ② 新病棟の売店等については、使用許可を行い、平成24年10月に使用料を調定した。

2 財政援助団体等監査

(1) 補助金額の算定

○ 補助金の算定誤りを防止するため、要綱などにより算定方法を明確にしたもの

平成23年財政援助団体等監査 No. 24 (P. 34)

指摘の概要

福祉保健局は、社会福祉法人が運営する老人ホームについて、建物維持管理経費を補助している。

ホームでは、建物内に設置した飲料水の自動販売機の電気料金を設置事業者から収入していたが、補助金算定に当たり、この収入を光熱水費から控除していなかったため、26万3,000円が過大に交付されていた。

措置の概要

法人から、補助金の過大交付分26万3,000円が返還された。また、局は、光熱水費から収入を控除するよう要綱に注記して、過大交付の再発防止を図った。

(2) その他

○ 局から団体を特命して委託した業務を、局が直接委託するように変更したもの

平成23年財政援助団体等監査 No. 29 (P. 36)

指摘の概要

交通局は、高度なセキュリティを維持する必要があることを理由として、特命により東京交通サービス株式会社に庁舎の管理業務を委託していた。

しかし、会社は、庁舎管理業務のうち、庁舎の出入管理、巡回監視業務などのセキュリティ確保上重要な業務を他の業者に再委託していた。

措置の概要

局は、セキュリティを強化するため、庁舎の出入管理及び巡回監視業務については会社を特命せず、局が直接委託することとした。

3 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査

(1) 財産等の登載誤り

○ 財産に関する調書への登載の誤りを修正したもの

平成23年度各会計歳入歳出決算審査 No. 33ほか (P. 38～39)

表4のとおり、財産に関する調書への登載の誤りがあったため、修正した。

(表4) 財産に関する調書への登載の誤り

財産等区分	過大登載		登載漏れ		計
建物	2件	53.40 m ²	1件	411.48 m ²	3件
出資による権利	2件	528万9,341円	2件	20億506万3,441円	4件
物品	2件	7点	2件	16点	4件
合計	6件		5件		11件

(2) 会計処理の誤り

○ 収入未済額等の過大計上を修正したもの

平成23年度各会計歳入歳出決算審査 No. 32ほか (P. 38)

- ・環境費貸付金元利収入12万8,000円 (産業労働局)
- ・刊行物売払代金2万5,800円 (財務局)

の調定額・収入未済額が、それぞれ過大となっていたものを修正した。

(3) 計上科目の誤り

○ 計上科目の誤りを修正したもの

平成23年度公営企業各会計決算審査 No. 40ほか (P. 40)

表5のとおり、計上科目の誤りを修正した。

(表5) 計上科目の誤り

会計名	項目	誤って計上した金額	科目(誤)	科目(正)
水道事業会計	工事記録映画	1億8,146万3,830円	構築物	器具備品
港湾事業会計	晴海B野積場 舗装撤去	7万5,518円	固定資産	港湾事業費用

(4) 事業に関する意見

○ 使用料無償化の効果検証を行えるよう事業者からの報告内容を改めたもの

平成23年度公営企業各会計決算審査 No. 42 (P. 41)

意見の概要

東京港埠頭株式会社は、東京港のコンテナ埠頭を管理し、船会社からターミナル貸付料（コンテナ埠頭の利用料金）を徴収している。

港湾局は、会社から施設用地使用料（コンテナ埠頭の用地使用料、9億1,000万円）を徴収していたが、東京港の国際競争力の強化を目的として、ターミナル貸付料を低減するために、貸付料の原価となっている施設用地使用料を、平成23年度から無償としている。

しかし、局は、無償化した施設用地使用料相当分が、東京港埠頭株式会社のターミナル貸付料から低減されているかについて十分に確認していなかった。

措置の概要

使用料無償化の効果は、無償化した施設用地使用料相当分がターミナル貸付料の低減に反映されることにあるから、貸付料の状況を確認できるよう東京港埠頭株式会社からの報告内容を見直した。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表6のとおりである。

今回、通知を受けた件数は104件（指摘：97件、意見・要望：7件）であり、残る129件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表6) 措置の進捗状況

(単位：件)

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象		今回通知 C	改善中 A-(B+C)
			A	B		
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成21.7.16 ～平成21.8.28	指摘	15	14	0	1
		意見・要望	1	1	—	—
		計	16	15	0	1
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成21.6.1 ～平成21.8.28	指摘	3	2	0	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	3	2	0	1
平成21年 各会計定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ～平成21.8.28	指摘	123	119	0	4
		意見・要望	10	8	1	1
		計	133	127	1	5
平成21年 行政監査 (東京港臨海地域における公の 施設の管理運営について)	平成21.9.14 ～平成22.2.3	指摘	20	20	—	—
		意見・要望	14	13	0	1
		計	34	33	0	1
平成22年 各会計定例監査 (平成21年度執行分)	平成22.1.14 ～平成22.9.2	指摘	72	63	0	9
		意見・要望	4	1	2	1
		計	76	64	2	10
平成22年 行政監査 (債権管理について)	平成22.8.23 ～平成23.1.13	指摘	22	12	5	5
		意見・要望	2	2	—	—
		計	24	14	5	5
平成22年 財政援助団体等監査	平成22.8.27 ～平成23.1.13	指摘	35	35	—	—
		意見・要望	1	0	1	0
		計	36	35	1	0
平成22年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成23.7.14 ～平成23.9.5	指摘	19	17	1	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	19	17	1	1
平成23年 各会計定例監査 (平成22年度執行分)	平成23.1.7 ～平成24.1.26	指摘	77	53	9	15
		意見・要望	3	2	0	1
		計	80	55	9	16
平成23年 工事監査	平成23.1.18 ～平成24.1.12	指摘	32	31	1	0
		意見・要望	2	2	—	—
		計	34	33	1	0
平成23年 財政援助団体等監査	平成23.9.1 ～平成24.1.26	指摘	71	48	11	12
		意見・要望	3	1	0	2
		計	74	49	11	14
平成23年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成24.7.13 ～平成24.9.6	指摘	9	—	8	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	9	—	8	1
平成23年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成24.6.1 ～平成24.9.6	指摘	4	—	2	2
		意見・要望	2	—	1	1
		計	6	—	3	3
平成24年 各会計定例監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指摘	127	—	60	67
		意見・要望	6	—	2	4
		計	133	—	62	71
合 計		指摘	629	414	97	118
		意見・要望	48	30	7	11
		計	677	444	104	129

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

第3 通知の内容

〔平成21年各会計定例監査〕

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	建設局	単価契約工事に係る見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの	<p>建設局では、道路橋梁等維持補修、事業用地管理、河川維持補修、除草委託を対象とした工事について複数単価契約を締結している。ただし、上記の単価契約工事においては、工事の内容が多岐に及ぶため工種が多くなること、どのような維持補修工事が必要となるか予め想定できないことなどから、工種別の予定数量を設定できず、推定総金額による見積合わせができないとしており、建設事務所では、局の契約を担当する総務部の指導に基づき、見積合わせの参加者に全ての工種の単価の単純合計額を見積もらせ、その最低額を提示した者を契約相手方として決定し、設計単価を超えるものがある場合には、個別に減価交渉を行っている。</p> <p>この契約方法について、北多摩北部建設事務所の河川事業用地草刈委託において確認したところ、実際に発注した工種だけで見た場合、契約者より他の見積書提出者の見積単価により試算した額が低額となるものが認められた。</p> <p>これは、単純合計の見積金額は低くても、使用頻度の高い工種について高い単価、使用頻度の低い工種について低い単価で見積もっていれば、実際の支払金額は高価となるためである。</p> <p>これらを踏まえると、経済性の高い契約を締結するためには、使用頻度を考慮した見積合わせの方法を検討する必要がある。</p>	<p>指摘のあった除草委託について、多摩の全事務所において、平成24年度後期の発注時に、前回実績を競争見積参加者に示すよう当該事務所に通知し、契約を締結した。</p>

〔平成22年各会計定例監査〕

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	病院経営本部	非常勤職員の出退勤に係るより効率的な管理方法の検討について	<p>都立病院の非常勤職員への報酬支給について、報酬の基礎となる勤務日数は、非常勤職員が押印する出勤簿をもとに、出勤簿担当の職員が手作業で出勤日数を数えた後、報酬担当が再度内容を確認の上、非常勤報酬システムに出勤日数を入力し確定させている。非常勤職員の報酬支給人数は、各病院、月平均100名近い人数となっている。</p> <p>ところで、報酬の支給事務について見たところ、①対象者が多いことから、数え間違い、入力間違い、チェック漏れにより、追給、返納処理が発生していること、②手作業のため、事務処理に多くの時間を要していることが認められ、効率的でない状況となっている。</p> <p>各病院を指導する立場にある経営企画部には、非常勤職員の出退勤に係るより効率的な管理方法の検討が望まれる。</p>	<p>経営企画部は、非常勤職員の出勤に係るより効率的な管理方法としてカードシステムを導入することとし、平成24年4月からシステムによる運用を開始した。4月の導入以降、大規模なシステム上のトラブルは発生していない。</p> <p>事務担当者からの改善要望等については随時対応し、運用操作マニュアルの速やかな更新により周知徹底を図っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
3	東京消防庁	消防団員の出場状況を把握し出場を促すとともに報酬の適切な執行について検討すべきもの	<p>特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和24年7月16日東京都条例第63号）第8条によれば、消防団員は、召集の命によって出動服務するものとし、召集の命を受けない場合であっても、水火災又は非常災害の発生を知ったときは、予め指定するところに従い出動服務しなければならない。</p> <p>ところで、特別区の消防団員について、その出場（火災出場や教育訓練等の一切を含む。以下同じ。）の状況について見たところ、長期間1回の出場もない消防団員が多数認められ、それらの団員に対し、非常勤職員としての報酬が全額支給されていた。</p> <p>このことについて、防災部は、長期間出場のない消防団員に対しては、①各消防団において、可能な限り出場を指導していること、②長期間出場実績がない消防団員に対して、報酬を支給していること、を確認しているが、その報酬を直ちに減額することは、災害時に備えた待機等に対する対価としての位置付け上難しいとしている。</p> <p>しかしながら、非常勤職員の報酬は、その労苦に報いるための支給でもあることから、現状による支給方法には問題がある。</p> <p>部は、消防団員の出場状況を把握し出場を促すとともに、報酬の適切な執行について検討されたい。</p>	<p>平成22年2月25日に防災部長通知を発出し、各消防署において把握している出場実績のない団員の情報を各消防団に提供し、分団長等が当該団員に対し面談を行うなど積極的な活動参加に向けた働きかけを行った。</p> <p>消防団員の出場状況の把握と継続的な指導を行った結果、出場実績のない消防団員は皆無となり、出場状況の改善が図られている。</p> <p>消防団員の出場状況については、各分団長が指導記録等により管理、把握するとともに、消防署においても消防団員管理システムにより活動状況を管理し、定期的にそれらの照合を行うなど、相互の管理体制を確立した。</p> <p>また、平成24年3月5日に消防団関係規則等を改正し、消防団活動を休止できる届出理由の範囲を拡大し、活動に支障のある消防団員を仕事等に専念させ、その期間の報酬を減額することとし、様々な生活環境の中で活動する消防団員の実態に応じた、より一層適正な報酬事務の執行を図った。</p>

〔平成22年行政監査（債権管理について）〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
4	都市整備局	滞納整理事務を適切に行うべきもの (市街地再開発事業清算金)	<p>再開発事務所において、市街地再開発事業清算金の滞納整理事務について見たところ、次のような適切でない事例が認められた。</p> <p>所は、滞納整理事務を適切に行われたい。</p> <p>ア 債権管理台帳 事務取扱要領では、当該清算金の分納を認めた場合は、「清算金分割徴収簿」を作成することとされている。</p> <p>しかしながら、所は、滞納整理対象案件全件（9件）について、「清算金分割徴収簿」を整備しておらず、進行管理に用いる帳票「個別処理方針」を代用して、徴収・滞納状況及び交渉経過などを記録しているが、この帳票では、平成18年度以前の徴収・滞納状況及び交渉経過などの履歴について確認できない。</p> <p>イ 督促 対象案件全件（9件）について、納期限経過後納付のない者に対して、督促状を発付していない。</p> <p>ウ 催告 督促状の期限までに納付がない場合には、随時、文書、電話、現地訪問（臨戸）などを適宜組み合わせて早期に催告を行う必要があるが、電話で納付指導を行っているのみで、催告書を発付していない。</p> <p>エ 分割納付 所は、再分割納付を認めているが、債務の承認・分納誓約書を徴していないものが4件あり、これらについては、分納の可否の判断をしないまま、電話により申し出があった金額を「個別処理方針」に記載し、管理している。このため、履行が途絶えた場合、債務の承認が担保されない。</p>	<p>ア 債権管理台帳 平成18年度以前の徴収履歴等を再度整理し、「清算金分割徴収簿」として整備した。</p> <p>イ 督促 督促状を発付すべき案件については全て発付した。</p> <p>ウ 催告 全ての案件について、全額納付された等の理由により催告状を発付する状況ではなくなった。今後は、状況に応じて適切に催告状を発付していく。</p> <p>エ 分割納付 分納誓約書を徴取すべき状況にある案件については全て徴取した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
5	福祉保健局	<p>滞納整理事務を適正に行うべきもの (児童扶養手当過誤払返還金)</p>	<p>福祉保健局は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づき、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、区市（町村は都）を通じて、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給している。</p> <p>局は、手当を支給する要件を欠く状態となったにもかかわらず、届出の遅滞等によって、手当を過誤払いした事実を捕捉したとき、事務処理要綱等に基づき、受給資格を喪失した時に遡及して返還を求めることとしている。</p> <p>返還金が納付期限までに納入されない場合は、事務処理要綱により、納付期限経過後20日以内に、期限を15日以内とする督促状を、また、督促後も納入がないときは催告書を、それぞれ発付しなければならないとされている。</p> <p>ところで、平成21年度における返還金に係る滞納整理事務について見たところ、局が、過去の滞納者に対して、督促、催告を遅れて実施していること、さらには、電話及び臨戸による催告、財産状況の調査については実施されていないことは適正でない。</p>	<p>平成24年9月7日付23福保子育第975号にて、児童扶養手当過誤払金滞納整理事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、今後はマニュアルに沿って、適正に督促、催告を実施することとした。</p> <p>また、平成24年10月3日の係会にて、今後、適切に滞納整理事務を行っていくことを周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
6	建設局	<p>税外収入徴収簿としてのデータの正確性を担保すべきもの（霊園管理料）</p>	<p>局は、新規使用許可等及び霊園管理料の収納事務等について、霊園管理システムにより管理している。</p> <p>税外収入徴収簿として収入未済に係る管理をシステムで行うためには、データの正確性を担保できるシステムとなっていることが必要であるが、霊園管理システムは、次のとおり、データの正確性・適正性を担保できないため、税外収入徴収簿の機能を備えているとはいえない。</p> <p>局は、霊園管理システムの再構築を予定しているが、再構築に当たっては、次のような問題点を改善し、税外収入徴収簿としてのデータの正確性・適正性を担保する必要がある。</p> <p>ア データの更新履歴の保持</p> <p>霊園管理システムは、データベースのデータを更新すると上書きされ、それ以前のデータがシステム上保存されない仕組みのため、局は、随時データをCSVファイルに保存するとともに、調定、督促、催告等の事務処理の際に必要な加工をし、その事務処理に見合った一覧表を作成して、当該意思決定の根拠データとして保存している。</p> <p>しかしながら、税外収入徴収簿に該当する帳票がシステム管理である場合、その正本はシステムが保持するデータであるから、データベース内に更新履歴を保持する必要があるにもかかわらず、霊園管理システムは、データの更新履歴をデータベースに保持していない。</p> <p>イ 不正操作・データ改ざんの防止</p> <p>データの修正操作を行う時には、複数の職員で作業することとし、また、修正前と修正後のデータ修正履歴リストを出力し、管理監督者の決裁を経ることとしているが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 決裁時又は定期的にシステムログと突合するなどの確認を行っていない ② システムログを取得しているものの、利用者である局公園緑地部公園課霊園係、各霊園管理事務所、霊園の管理運営を行っている指定管理者が、同じ権限設定であり、また、各組織内での共有パスワード利用のため利用者個人を特定できない ③ 操作担当の職員はシステムログにもアクセスできることから、改ざん可能な状況である <p>ことから、不正操作・データ改ざん防止策として有効なものとはいえず、データの適正性が担保できない。</p>	<p>東京都霊園管理システムの再構築において、下記のとおり平成23年度中に設計を完了し、平成24年度に構築の発注を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収納や交渉履歴等の処理区分ごとに、5年などの履歴保持期間を定め、データの更新履歴をデータベースに保持するようにした。 ② システムログを分かりやすい表記にし、必要に応じて、決裁書類等と突合できるように設定を行った。 ③ 利用者である局公園緑地部公園課霊園係、霊園の管理運営を行っている指定管理者の本社と各霊園管理事務所の権限を区別し、利用者ごとにIDとパスワードの設定を行った。 ④ 管理者以外の操作担当職員が、システムログにアクセスできない設定を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	建設局	<p>税外収入徴収簿としてのデータの正確性を担保すべきもの (移転資金貸付金)</p>	<p>局は、移転資金貸付金徴収システム（以下「システム」という。）により、移転資金貸付金の収入管理から滞納整理までの債権管理を行っている。</p> <p>税外収入徴収簿として収入未済に係る管理をシステムで行うためには、データの正確性を担保できるシステムとなっていることが必要であるが、</p> <p>① システムは、更新履歴を残さずに、納入情報を削除、訂正を行う仕様となっているため、正確な収入情報の履歴を保持する保証がない</p> <p>② システムは、平成22年7月に提供元がサポートを終了した基本ソフトウェア（OS）で稼働していることから、使用できなくなる危険がある</p> <p>③ 外部媒体で保存しているバックアップデータは最新の情報が1か月前の収入情報であり、帳簿のように収入経過等の全記録を保持することができないことから、別途、債務者の償還計画情報を表計算ソフトで作成するなどの二重管理を要している</p> <p>といった状況であり、システムは税外収入徴収簿として必要な機能を備えているとはいえない。</p>	<p>総合評価一般競争入札に基づき、平成23年11月28日付「移転資金貸付金管理システム再構築委託（その1）」及び平成24年4月2日付「移転資金貸付金管理システム再構築委託（その2）」の契約を締結し、これら委託へ定めていた仕様に基づき、当該システムの再構築を平成24年5月25日付けで完了し、当該システムの稼働を同年6月1日から開始している。</p> <p>これにより、財務会計システムの関連システムとして必要な税外収入徴収簿の機能を備えたシステムの稼働に至っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
8	建設局	<p>滞納整理事務を適切に行うべきもの (移転資金貸付金)</p>	<p>局は、移転資金貸付金について、移転資金貸付金収納等委託契約（単価契約）を締結し、滞納整理事務を行わせている。</p> <p>ア 委託業務内容を見直し、滞納整理事務を適切に行うべきもの 委託業務の内容及びその履行状況について見たところ、次のとおり適切でない事項が認められた。局は、公平かつ効果的、効率的な債権回収が行えるよう、滞納整理事務を適切に行われたい。</p> <p>(ア) 催告 仕様書では、催告書の送付について、送付時期を画一的に定めているのみで、随時、電話、現地訪問（臨戸）などの催告と適宜組み合わせ対応することを求めておらず、個々の納付状況に応じた効果的なものとなっていない。</p> <p>(イ) 現地調査 仕様書では、現地調査を必要とする基準や、現地調査を行った場合に委託者に対して報告する事項を的確に定めておらず、必要な調査が適時適切になされているか不明な状況となっている。</p> <p>(ウ) 現金収入の取扱い 受託者が収納した現金が不整合の場合に、原因の報告をさせておらず、局は、不整合の原因を究明・分析しないまま、収納情報（理論値）を現金額（有り高）に修正しているなど、不整合の場合の処理が適切でない。</p> <p>(エ) 分割納付 分割納付を承認しているが、分納が計画どおりに履行されているか監視できない状況となっている。</p> <p>(オ) 困難度に応じた区分 債権回収報酬について、滞納債権を困難度で区分し、それに応じた価格を設定する等の工夫がないことなどから、困難案件の滞納整理事務が未着手となりやすい状況となっている。</p>	<p>ア 委託業務内容を見直し、滞納整理事務を適切に行うべきもの (ア) 催告 督促状や催告状の送付によっても弁済のない者に対しては電話による催告を必須とし、これによっても効果が見られないものについては訪問等による催告を行うこととするなど、適宜適切な手段を組み合わせ、効果的な催告を実施することとした。</p> <p>(イ) 現地調査 現地調査を必要とする基準、調査事項を明記するとともに、それを詳細に記載し報告することを定めた。</p> <p>(ウ) 現金収入の取扱い 不整合の原因を究明した上で修正処理を行い、決定を取ることとした。</p> <p>(エ) 分割納付 システムで分納計画を入力可能とするとともに、分割納付書発行台帳に納付年月日を記入し、毎月報告することとした。</p> <p>(オ) 困難度に応じた区分 未着手を未然に防止するため、(ア)の方法に基づき、全債務者へ確実に催告を行わせることとした。</p>

		<p>イ 委託業務を検証し、効果的な債権回収を行うよう指導すべきもの</p> <p>委託業務の実績報告書およびその検証状況について見たところ、次のとおり適切でない事項が認められた。局は、委託業務の実績を検証し、公平かつ効果的、効率的な債権回収を行うよう、指導されたい。</p> <p>(ア) 実績報告書</p> <p>実績報告書は、単価契約であることなどから、実績件数の報告が主となっており、実績報告書に添付された催告等記録簿は、滞納者ごとの交渉経過として整理されたものでない、など、適時適切に漏れなく債権回収業務が行われたか確認できないものとなっている。</p> <p>(イ) 検証状況</p> <p>交渉記録を見たところ、必要な対応を行っていない事例があるが、局は、検証を十分行っていないことから、十分な指導・改善がなされていない。</p> <p>ウ 契約方法を見直すべきもの</p> <p>契約の相手方の選定に当たっては、随意契約（競争見積）により、単価及び成功報酬率の総額が最も低い者と契約締結しているが、この契約は、延滞債権の規模が大きく（196名、10億余円）、滞納状況も多様な滞納者に対する債権回収業務を委託するものであるため、回収方法・成果目標値・経費を総合的に提案させるプロポーザル方式（コンペ方式）等による業者選定を行うなどして、専門業者の持つ債権回収のノウハウや創意工夫等による効果的な取組を求める必要がある。</p> <p>局は、契約方法を見直されたい。</p>	<p>イ 委託業務内容を検証し、効果的な債権回収を行うよう指導すべきもの</p> <p>(ア) 実績報告書、(イ) 検証状況</p> <p>平成23年度から、特記仕様書の記載内容を変更し、全滞納者について、個別に催告等報告書の作成を行い、定期的とその後の方針について協議を行うこととした。</p> <p>ウ 契約方法を見直すべきもの</p> <p>平成23年度から、委託業務の契約方法を見直し、コンペ方式による業者選定を実施した。</p>
--	--	---	---

[平成22年財政援助団体等監査]

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
9	産業労働局 (財団法人 東京都中小 企業振興公 社)	債権管理 のあり方について	<p>局は、財団法人東京都中小企業振興公社に対し、新規創業者に対する創業支援を目的として、創業支援機能の運営事業補助金を交付（平成20年度：4億4,108万9,124円、平成21年度：3億3,858万2,699円）しており、公社は、この補助金により、創業をめざす人、創業間もない人を対象にオフィスを低廉な家賃で提供するため、民間ビルを借り上げて、局と連携のもと創業支援機能の整備・運営を行っている。</p> <p>ところで、公社は、補助金として施設の家賃相当分を前もって受領していることから、施設の入居者から徴収した家賃及び共益費を局へ納付しているが、入居者からの家賃徴収状況について見たところ、監査日現在、41件総額5,954万7,906円の未収金が発生しており、そのうち、滞納者の41%に当たる17件総額2,842万3,617円が転居先不明のままとなっている。</p> <p>これらの未収金は、債権者ごとの個別ファイルにより管理されており、督促状のコピー等は添付されているものの、電話催告、訪問催告の経過等折衝記録は一覧で記録管理されていない。</p> <p>局は、年に1回創業支援担当者連絡会議を開き、未収金回収について公社へ指導しているとしているが、債権管理台帳の作成等適切な債権管理方法は、指導していない。</p> <p>公社及び局は、債権管理のあり方について、早急な検討が望まれる。</p>	<p>局は、創業支援担当者連絡会議において、債権管理方法について、指導を徹底している。</p> <p>公社は、「創業支援施設の賃料等滞納に係る対応手順」を訂正し更新を完了するとともに、事業主管課において各施設の担当職員に周知徹底を行った。</p> <p>一覧性のある債権管理については、上記対応手順に基づき、「未収金収納状況シート」により適正な債権管理を行っている。</p>

〔平成22年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
10	福祉保健局	会計処理について <一般会計>	(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入に係る不納欠損額が23万8,000円過小に、収入未済額が同額過大に計上されている。	平成23年10月25日付23心福調第604号にて、平成22年度に誤って処理した不納欠損額(23万8,000円)を取消し、また、平成24年5月28日付24心福調第54号にて、改めて同額を平成23年度分の不納欠損として追加処理した。

[平成23年各会計定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
11	環境局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>自動車公害対策部における以下のリース契約について、リース物件価格等について妥当であるか検証したことが確認できない状況となっている。</p> <p>ア 「ディーゼル車監視用固定カメラの借入れ」においては、部は、3者から見積りを徴しているが、当初の見積りから仕様の変更を行っている。そのため、当該契約における積算については、見積りのほかその他の根拠を併せて考慮し積算したとしているが、当該見積りのほかに考慮した根拠等については、記録や保管されている資料がない。</p> <p>イ 「夜間用カメラの借入れ」の積算におけるリース料率の設定に当たっては、特殊な機器であるため見積りを徴して参考にしたとしているが、見積りが保管されていない。</p>	<p>契約の積算に係る関係書類等の保存期間について、契約原議の保存期間まで、長期継続契約にあつては契約期間の終了までと定めた平成24年4月2日付24環車計第2号「自動車公害対策部における契約関係書類の保存について」により、関係各課に対し、周知徹底した。</p>
12	環境局	効率的、経済的な測定委託を行うべきもの	<p>多摩環境事務所は、11事業者を調査対象として、平成22年度産業廃棄物の規制指導に係る分析委託契約（単価契約）（契約相手：A、契約期間：平成22.9.17～平成23.3.24）を行っている。また、この11事業者を調査対象として概ね3年ごとにダイオキシン類測定委託も行っており、平成22年度は5事業者を対象として産業廃棄物焼却施設等ダイオキシン類測定委託契約（契約相手：B、契約期間：平成22.8.27～平成23.3.25）を締結している。</p> <p>ところで、それぞれの委託の分析内容について見たところ、ダイオキシン類測定の対象となる4事業者について排ガス測定を行っているが、ダイオキシン類測定の10測定項目と、廃棄物分析の43測定項目では、そのうち排ガス測定に係る7項目が同一のものとなっている。</p> <p>しかしながら、特段に重複して行う必要性は認められないことから、分析結果を共用するなど効率的、経済的な測定委託を行っていないことは適切でない。</p>	<p>平成24年度の測定委託では、両委託を「産業廃棄物の規制指導に係る分析委託（単価契約）」に一本化することにより、分析項目の重複を解消し、効率的、経済的に事業を執行できるよう改善を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	産業労働局	信用保証料負担金に係る返還金の妥当性を担保すべきもの	<p>金融部は、「東京都中小企業制度融資に係る信用保証に要する信用保証料負担金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、制度融資を利用して金融機関から融資を受ける中小企業のうち、特に支援を必要とする者に対し、融資を受けるに当たり必要となる東京信用保証協会による信用保証に要する信用保証料の一部を負担し、中小企業者の資金調達に係る負担を軽減している。</p> <p>要綱において協会は、負担金の交付額相当分を控除した信用保証料を融資対象者から徴収し、金融機関から貸付実行報告を受けた場合には、四半期ごとに部に負担金交付の請求を各月ごとに行い、保証債務の繰上償還等があったものについては、部に報告し既に交付された負担金の一部を返還（以下「返還金」という。）することとされている（平成22年度返還金実績：15,902件、28億538万1,637円）。</p> <p>ところで、この返還金に係る事務処理について見たところ、部は、協会が作成した保証料返納明細表には算出根拠となる繰上償還日の記載がないものがあるなど、返還金額の適否の確認を行わないまま返還金収入としており適切でない。</p> <p>部は、信用保証料負担金の返還に係る報告内容の確認を行い、返還金の妥当性を担保されたい。</p>	<p>現在、明細票で空欄となっている繰上償還日等については、別紙にまとめたものを保証協会に提出させ、担当者が確認する体制に改めた。</p>
14	産業労働局	登記事務委託について競争入札の導入を検討すべきもの	<p>農業振興事務所は、国有農地等に係る不動産の表示に関する登記の申請手続委託を、Aと特命随意契約で締結している。（契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31、契約金額：1,331万8,636円）</p> <p>Aは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立されており、所は、Aが登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。</p> <p>しかしながら、土地家屋調査士法は有資格者間の競争活性化のため平成14年に改正され、A以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなっていること、現状では登記が大量に一時期に集中するものとはいえないことから、特命随意契約とする必要性は認められない。</p>	<p>平成24年9月14日付けで複数単価契約の随意契約（見積競争）で契約した。（件名：平成24年度（第2回）国有農地等に係る不動産の表示に関する登記の申請手続委託（単価契約））</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15	港湾局	労働災害を防止する措置を適正に行うべきもの	<p>東京港管理事務所では、職員の職務に係る労働災害を防止するため、東京都労働衛生保護具措置規程（昭和55年東京都訓令第46号）第9条に基づき、職員の身体及び生命を保護するために使用する保護具について、東京都東京港管理事務所労働安全衛生保護具管理使用細則（昭和56年4月1日付）及び港湾局労働安全衛生保護具措置基準（昭和56年4月1日付、以下「措置基準」という。）を定めている。</p> <p>ところで、所の保護具管理状況を見たところ、措置基準において当該職員へ専用措置することとしているにもかかわらず、保護具が措置されていない者が多数いる状況が見受けられた。</p> <p>所は、保護具における措置基準を厳守のうえ管理を行い、労働災害を防止する措置を適正に行われたい。</p>	<p>東京港管理事務所では、保護具の措置について、業務作業上の必要性や供用形態等と基準・細則の定めを乖離があったため、局における措置基準の改正（平成24年2月1日付）にあわせて細則の改正を行い、改正後の細則に基づき、必要な保護具を措置し、保護具管理表により管理することとした。</p>
16	交通局	損害賠償請求を適正に行うべきもの	<p>自動車部が締結している「都バス杉並自動車営業所、臨海自動車営業所、青戸自動車営業所、港南自動車営業所及び新宿自動車営業所に係る管理の受委託に関する実施契約」においては、原則として、受託者が一般的な損害等に係る補修費用を負担すること、ただし、局の責任による場合には、局が補修費用を負担することを定めている。</p> <p>ところで、小滝橋自動車営業所において、受託者による構内接触事故のために施設の損傷とバスの損害が発生しているが、施設損傷に係る補修工事を、局の負担により実施していたほか、バスについては、杉並支所車両整備場において補修を行っている。</p> <p>部は、施設の補修について、所からの損害発生時の事故報告を速やかに確認し、受託者に対して適正に、補修工事のために支出した金額を請求すべきであったにもかかわらず、委託業務遂行の中で発生した事故処理に係る経費として「事業運営に必要な経費」と解し、委託業務の範囲を著しく逸脱した故意又は過失があったとはいえないとの判断のもと、請求を行っていない。</p> <p>一方、バスの補修についても、受託者に対して請求すべき費用の算定が行われていない。</p> <p>部は、受託者に対する損害賠償請求を適正に行われたい。</p>	<p>基本契約書と委託契約書の関係について検討したところ、解釈に不明確な部分があったため、受託者と協議した。その結果、業務遂行外、あるいは、道路交通法違反等悪質な事案を除き、原則として、受託者が発生させた損害については、都が費用負担することを明確にすることとした。これを受けて、平成24年3月29日付部長決定（23交自第2079号）に基づき、確認書として文書化し、平成24年4月1日付けで締結するとともに、委託契約書についても改正し、明確化を図った。</p> <p>上記を踏まえ、平成23年に発生した本件損害について改めて検証したところ、業務遂行中に発生した損害であることから、受託者に対する損害賠償請求を行わない旨を決定した。</p> <p>今後、損害が発生した場合には、委託契約書及び確認書により明確化した責任分担に基づき、適切に処理する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	交通局	行政財産の使用許可の適正に行うべきもの	<p>渋谷自動車営業所の施設内を見たところ、Iが10年程前に倉庫を設置し、行政財産（土地：5,003㎡）を使用していたが、東京都交通局公有財産規程に基づく行政財産の使用許可の手続が適正に行われていなかった。</p> <p>所は、行政財産の使用の用途及び目的が適正かを判断の上、当該手続を適正に行われたい。</p>	<p>本件物置については、渋谷自動車営業所が寄贈を受けた平成23年10月6日以降、行政財産として適切に管理している。</p> <p>なお、部は、平成23年11月22日に庶務主任会議を開催するとともに、平成24年3月1日開催の所長会の場を通じ、平成24年2月7日付課長決定「行政財産の管理の徹底について」の内容を説明し、行政財産の適正な管理について周知徹底した。</p>
18	水道局	再リース契約に係る積算を適正に行うべきもの	<p>水道局は、「IT経費適正化マニュアル」（総務局作成）及び「リース契約マニュアル」（水道局作成）（以下、合わせて「マニュアル」という。）により、当初リース契約におけるリース料と保守料の契約金額の内訳が不明であるときは、当初リース時の積算額に落札率を乗じて、再リース時の積算を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、総務部は、「水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約（その3）」、「水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約（その4）」、「レーザプリンタの賃貸借契約（長期T S 19）」の3契約において、当初リース時の積算から再リース契約の積算を行うに当たり、積算を誤っていた。</p> <p>その結果、マニュアルに基づき試算すると、3契約の合計で、273万4,210円が過大積算に、72万8,037円が不経済支出になっている。</p>	<p>平成23年8月、係会議の場において、情報システム係職員（契約事務担当者及び局内各課が起案する契約原議のチェック担当者）に対して指導を行い、今後の事務に関する注意喚起を図った。</p> <p>平成23年11月、リース経費に係る積算調書の作成要領を見直し、各部に通知した（平成23年11月18日付23水総調第271号「リース経費に係る積算調書の作成要領の更新等について（通知）」）。</p> <p>平成23年12月2日、リース経費に係る積算調書の作成要領の見直しについての説明会を開催した。この場において、各部（所）経理事務担当者及び情報システム担当者に対して、見直しの趣旨、要点等を解説し、周知徹底を図った。</p> <p>平成23年12月、平成24年度準備契約案件「ネットワークスキャナ付デジタルカラー複合機の賃貸借契約（再リースその6）」に係る積算を適正に行った。</p> <p>平成24年8月16日付事務連絡「リース経費に係る積算調書の作成時の注意事項について」により、リース経費に係る適切な積算に関して周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	水道局	刊行物の販売に当たり在庫管理が適正に行われるよう指導を徹底すべきもの	<p>局は、指定給水装置工事事業者工事施行要領（以下「施行要領」という。）を策定しており、給水部は、それを冊子（以下「本件刊行物」という。）にし、各営業所等の窓口を通じ、販売を行っている。</p> <p>施行要領は、必要に応じて見直すものとされていることから、これまでに年1回程度改訂されるとともに、本件刊行物についても、数年おきに改版が行われている。</p> <p>販売している刊行物については、販売収入の適正性を確認できるよう、販売部数を明らかにしなければならないことから、受払簿の作成などによる適正な在庫管理が求められる。しかしながら、港、大田の各営業所において、本件刊行物の在庫管理の状況を見たところ、両営業所ともに販売した代金を適切に収入したとしているものの、在庫数の管理を行っていないため、販売部数と収入金額とが整合しているか、また、改版時に旧版の廃棄が適切に行われているか、いずれも確認できない状態が見受けられた。</p> <p>これは、部自らは、受払簿を作成し、在庫管理を適正に行っている一方で、各営業所に対しては、その取扱いを規定せず、在庫管理について十分な指導を行っていなかったことが原因となっている。</p>	<p>平成24年4月から、給水管工事事務所において販売等を行い、支所給水課において受払簿を用いた在庫管理を行うよう、平成24年3月22日付事務連絡において関係職員等に対して周知した。</p> <p>また、平成24年度の委託業務マニュアルの改訂に合わせて、第5章第6節に、指定給水装置工事事業者工事施行要領の販売・管理等に関する取扱いを掲載することにより、在庫管理が適正に行われるよう取扱いを明確にした。</p>

[平成23年工事監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	水道局	建具等の専門工事を単独で発注する場合の単価設定を適正に行うべきもの	<p>朝霞浄水場沈でん池フロキュレータ室等補修工事（工期：平成22.7.23～平成23.1.21、請負金額：3,181万5,000円）は、朝霞浄水場沈でん池のフロキュレータ室上屋（12棟）が経年劣化により著しく腐食しているため、施設の全面的な改修工事を行うものである。</p> <p>局積算基準では、建具等の専門工事を単独で発注する場合の建具の見積単価については、下請け経費相当分を調整し単価設定することとしている。しかしながら、本工事について見ると、下請け経費の調整を行わなかったため、積算額約106万円が過大なものとなっている。</p>	<p>朝霞浄水場では、平成23年5月31日の課内連絡会において、指摘の趣旨について周知・徹底した。</p> <p>浄水部は、平成23年6月1日付「建築工事における積算について」により、関係職員に基準等の規定に準拠した積算業務を実施する旨周知するとともに、平成23年6月3日に緊急浄水系列土木職係長会、6月20日及び9月7日に浄水系列課長会を開催し、本内容について、各事業所へ周知・徹底した。</p> <p>これを受け、各事業所においては、所内連絡会、職員連絡会等で、各職員への周知・徹底を行うとともに、建築工事に関する設計・積算に対しては、経理部営繕課建築部門による指導助言の内容が適切に反映されているかを複数の職員により確認することとした。</p> <p>浄水部は、各事業所の取組について明確なものとするため、平成24年4月2日付「浄水部系列が施行する建築工事について（通知）」により、建築工事の施行に当たっては、担当職員は営繕課による専門的技術に関する指導等の内容を「技術指導等記録表」に記録し、その内容が適切に設計・施工に反映されていることを所属課長・係長が確認するよう徹底した。</p>

[平成23年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
21	生活文化局 (公益財団法人東京都 歴史文化財団)	補助金事務を適切に行うべきもの	<p>局は、公益財団法人東京都歴史文化財団に対し、財団が自主事業として行う事務局事業、東京都庭園美術館事業、トーキョーワンダーサイト事業に要する経費のうち公益事業に係る部分について財団の運営に要する経費を補助している。</p> <p>財団は、平成22年度に公益財団法人に移行した際、公益法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づいて、一般会計及び5つの特別会計による6会計に区分していた会計区分を、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3会計に改めた。</p> <p>また、同時に、財団は、平成21年度まで作成していた収支計算書について、会計基準において作成が義務付けられていないとして作成を取り止めた。</p> <p>このため、財団が、平成22年度の運営費補助金を申請するに当たっては、会計基準において作成が義務付けられる正味財産増減計算書に記載の金額から、他会計との取引分やこれまで収支計算書には計上されていなかった各種引当金や減価償却費等の経費を除いて積算する必要がある。</p> <p>ところで、財団において、平成22年度の補助金の積算について見たところ、監査日（平成23.9.20）現在、補助金の精算金額に合致する財務諸表及び上記金額調整の経過について確認するために必要な会計資料が管理されておらず、補助金額と証拠書類との突合ができない状況であった。</p> <p>また、局は、平成22年度の補助金の精算に当たって、他会計との取引分や減価償却費等の経費の調整状況について財団から報告をさせていないにもかかわらず、財団の精算の報告を妥当なものとして補助金額を確定し、補助金を精算していた。</p> <p>財団は、補助金額と証拠書類との突合ができるよう会計資料の管理を適切に行われたい。</p> <p>局は、補助金の精算事務を適正に行われたい。</p>	<p>財団は、実績報告書について、損益ベースから収支ベースへの調整項目が一覧で網羅でき、補助金額と証拠書類との突合を容易に可能とする書式を作成した。</p> <p>局は、財団から、平成24年5月11日付24歴文事財第122号による改正書式に基づく、平成23年度補助金の実績報告書の提出を受け、その内容が適正であることを確認した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
22	福祉保健局	施設整備補助事業に係る契約手続基準等を準用し、法人に周知、指導すべきもの	<p>局は、社会福祉法人が整備する東京都の施設整備補助事業の対象となる障害者福祉施設等の工事請負契約に関して、「施設整備費補助に係る障害者施設等工事請負契約手続基準」及び「施設整備に係る契約マニュアル」を定めている。これらは、透明性と公平性を確保し、補助事業の適正な執行を図ることを目的として規定されたものであるが、現状では、国庫補助の対象としたもののみに適用しており、都の単独補助金である障害者通所施設等整備費補助金等に準用するには明文化されていない。</p> <p>ところで、複数の法人において、障害者通所施設等整備費補助金に係る契約手続について見たところ、①入札方法、指名業者の選定、予定価格について、法人の理事会で決定していないもの、②業者選定に当たり、設計監理業者が推薦した業者が10業者中8～9社選定されているもの、③設計業者が積算した見積価格と落札価格が同額であるものなど、適切でない事項が認められた。</p> <p>都の単独補助事業においても国庫補助の場合と同様、透明性と公平性の確保が求められるものであることから、局は、施設整備補助事業に係る契約手続基準等を準用させ、施設整備に係る補助金を受ける法人に対し、周知、指導されたい。</p>	<p>平成24年4月以降、補助対象の社会福祉法人に対して、法人が整備する東京都の施設整備補助事業の対象となる障害者福祉施設等の工事請負契約の手続について、「施設整備に係る契約マニュアル」を準用するよう指導した。加えて、各期協議後、平成24年7月に、対象法人に対して、入札に係る説明会を実施した。今後も、入札等が適正に行われるよう、対象法人に対し、周知、指導していく。</p>
23	福祉保健局	補助金交付要綱等を見直すべきもの	<p>局は、平成22年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に基づき、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の運営費等に要する経費の一部を補助しているが、評価加算に係る申請手続等を見たところ、以下の適正でない状況が認められた。</p> <p>① 施設から評価加算に係る協議申請を受理する際、加算の根拠となる資料の提出を求めておらず、評価加算の指標数字等を達成しているか、根拠資料による確認を行っていない。また、市町村との防災協定項目では、本来加算対象とはならない自治会との防災協定締結に対しても、施設からの申請のまま補助金を算定している事例が認められた。</p> <p>② 指標数字等を達成していることの判断について、要綱等では具体的な基準がないため、客観性を欠く項目が認められた。</p> <p>③ 根拠資料の保管年限等を指示していないため、根拠資料を整理保管していない施設も認められた。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うために、要綱等を見直すとともに、防災協定項目加算については、項目該当施設に対し調査を行い、適切な措置を講じられたい。</p>	<p>防災協定項目加算を算定した各施設における防災協定の締結状況の調査の結果、要件を満たしていない施設が見受けられた。よって、平成24年度特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱等については、平成24年9月18日付23福保高施第796号にて、評価加算の協議様式の中で、算定の要件についてより具体的な記載にするとともに、根拠資料の保管についても明記をした。</p> <p>また、各事業者へ周知の際は、算定要件の再確認と書類の保管についての注意喚起を徹底する。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
24	福祉保健局 (社会福祉 法人長寿 村)	補助金の 返還を求め るべきもの	<p>局は、潮見老人ホームの建物維持管理に係る経費について、潮見老人ホーム建物維持管理経費補助金交付要綱に基づき費用の一部を補助している。</p> <p>ところで、潮見老人ホームを運営する社会福祉法人長寿村において、法人は、施設内に飲用水の自動販売機を設置し、設置事業者から電気使用料を受け入れていた。</p> <p>しかしながら、法人は補助金の算定において、この電気使用料を光熱水費から控除しなかったため、補助金26万3,000円が過大に交付されている。</p>	<p>平成24年4月1日付23福保高施第2334号にて、潮見老人ホーム建物維持管理経費補助金要綱の改正を行い、光熱水費の控除に係る注記を設けることで算定方法をより明確化し、法人による算定誤りの未然防止を図った。</p> <p>また、過大に交付した補助金26万3,000円については、平成24年4月10日に返還を受けた。</p>
25	福祉保健局	補助対象 経費の基準 を明確にす べきもの	<p>局は、東京都老人性認知症専門病棟運営費補助金交付要綱に基づき、認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神病棟を有する民間精神病院に勤務する、内科医師1名、看護助手1名の人件費相当分に対し、給与費等の一部を補助している。</p> <p>この補助金算定について見たところ、法人給与科目の中の暫定手当、初任給調整手当等の算入において、同一病院において平成21年度と平成22年度で相違がある事例が見受けられた。</p> <p>これは、給与費など対象とする経費の範囲が定められているものの、法人給与科目との整合性が明確となっていないことによるものである。対象経費の範囲は、補助金の算定に影響を与えることから、局は、要綱等で明確な基準を示すべきである。</p>	<p>平成24年3月30日付23福保障精第1506号にて、東京都老人性認知症専門病棟運営費補助金交付要綱の一部改正を行い、補助対象経費の範囲を明確化した。</p>
26	交通局 (東京交通 サービス株 式会社)	貯蔵品の 管理に係る 規定を適切 に整備し事 務手続を適 正に行うべ きもの	<p>東京交通サービス株式会社は、駅務機器(自動券売機、自動改札機など)の保守部品のうち、単価が2,001円以上の物品を、貯蔵品として管理することとし、駅務機器本部が当該事務を担当している。</p> <p>ところで、貯蔵品の管理状況を見たところ、会社が会計規程に貯蔵品の管理に関する具体的な規定を整備していなかったため、駅務機器本部において平成23年3月22日に在庫確認を行った結果を、会計総括責任者(経理部長)に対して、適切に報告を行っていなかった。</p> <p>また、会計総括責任者としては、平成23年2月、内部監査を実施したときに、貯蔵品に係る棚卸しを行っていなかったため、貯蔵品の在庫管理が適正であるかの確認ができていなかった。</p> <p>会社は、貯蔵品の管理に係る規定を適切に整備し、事務手続を適正に行われたい。</p>	<p>貯蔵品の管理に係る「貯蔵品取扱要綱」を、平成24年3月1日付社長決定23経戦第31号により整備し、平成24年3月31日、要綱に基づく棚卸しを適正に実施した。</p> <p>今後とも、要綱に基づき貯蔵品の管理を適正に行っていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
27	交通局 (東京交通サービス株式会社)	固定資産の管理に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>東京交通サービス株式会社は、固定資産を適正に管理するよう、平成22年4月1日、会計規程を改正し、各本部に固定資産管理者を置き、固定資産台帳を備えさせ、固定資産の保全及び異動の状況を記録し、固定資産に異動、毀損及び滅失があったときには、会計総括責任者（経理部長）に報告させることとした。</p> <p>平成22年度、会計総括責任者は、各本部に対し、減価償却明細表を基に棚卸しを行い、現品を確認することができなかった物品については、報告するよう指示を行い、その上で固定資産台帳を作成した。</p> <p>ところで、経理部において、固定資産に係る管理事務の状況を見たところ、監査日現在（平成23.9.22）、会社は、会計規程に棚卸しに関する具体的な規定を整備していなかったため、各本部の固定資産管理者は、照合結果等の記録を残しておらず、また、会計総括責任者へも適切に報告を行っていなかったことが認められた。</p> <p>また、会計総括責任者としては、固定資産に係る棚卸しを行っていれば、たとえ各本部からの報告がなくとも、在庫を把握することができていたものの、平成23年2月、内部監査を実施したときに、固定資産に係る棚卸しを行っていなかったため、固定資産の管理が適正であるかの確認ができていなかった。</p> <p>会社は、固定資産の管理に係る規定を適切に整備し、事務手続を適正に行われたい。</p>	<p>固定資産の管理に係る規定については、「会計規程」を平成24年3月1日付社長決定23経戦第31号により改正し、適切に整備した。</p> <p>今後とも、固定資産の管理を適正に行っていく。</p>
28	交通局 (東京交通サービス株式会社)	繰延税金資産及び繰延税金負債を適正に計上すべきもの	<p>会社の平成22年度決算における、退職給与引当金取崩超過額（140万円）について見たところ、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）の規定により、翌期（平成23年度決算）において解消することとなっていることから、流動負債の繰延税金負債項目として計上するべきにもかかわらず、退職給付引当金否認額に係る固定資産の繰延税金資産から相殺して計上していることが認められた。</p> <p>この結果、貸借対照表の流動負債の繰延税金負債と固定資産の繰延税金資産の計上金額が、約57万5千円（監査事務局試算）それぞれ過小に計上されていた。</p>	<p>退職給与引当金取崩超過額は、平成23年度決算において解消し、繰延税金資産及び繰延税金負債を適正に計上した。</p> <p>今後同様のケースが生じた場合は適切に処理する。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
29	交通局 (東京交通サービス株式会社)	契約事務を適正に行うべきもの 【庁舎管理業務】	<p>東京交通サービス株式会社は、局から特命を受けて局の庁舎等（大島総合庁舎、大門庁舎、高松庁舎、東雲庁舎、舎人車庫）の庁舎管理業務を受託している。</p> <p>局は、会社を特命した理由として、高度なセキュリティを維持する重要性を認識して建物管理を行えること、機密を守って緊急対応等ができる連絡体制を有していること、等の理由を挙げているが、会社は、機密を守るべき必要があるとしているにもかかわらず、これら業務の一部について再委託していたほか、局が高度なセキュリティを維持する重要性があるとする庁舎において、セキュリティを担保するものである庁舎の出入管理や巡回監視業務までもが再委託されていた。</p> <p>また、会社が行っている特命での再委託においても、主に過去の実績を特命理由としていることは、適正でない。</p> <p>局及び会社は、契約事務を適正に行われたい。</p>	<p>昨年、地下鉄車両に対する落書きが相次ぎ、施設管理者のセキュリティ対策の不備が指摘され、国からも施設の防犯等セキュリティの強化を要請する文書が通達されたことを踏まえ、局として一層高度なセキュリティを強化するため、庁舎の出入管理、巡回監視業務は、局自ら発注することにした。</p> <p>東京交通サービスと締結している現行の契約は、それぞれ契約変更を行った。</p> <p>新規に発注する契約のうち、高松庁舎、舎人車庫の契約は、9月1日から履行を開始する契約を締結し、大門庁舎、大島庁舎の契約は、10月1日から履行を開始する契約を締結した。</p>
30	産業労働局	適切な補助金の執行に努めるべきもの	<p>局は、公益財団法人東京しごと財団に対して、財団の要する経費のうち、管理費及び事業費について補助を行っている。</p> <p>ところで、管理費に対する補助金交付状況について見たところ、自主事業と補助事業の両事業に携わる職員については、本来補助の対象にはならない自主事業部分も含めて、人件費に係る補助金が全額交付されていることが認められた。</p> <p>また、運営費についても、自主事業と補助事業とに共通する経費（福利厚生費、理事会経費、連絡用郵券、消耗品費及び事務所借上費等）については、本来補助の対象にはならない自主事業部分も含めて、運営費に係る補助金が交付されていることが認められた。</p> <p>これは、補助金交付要綱において、補助対象が明確でないことによるものである。</p> <p>局は、補助対象の明確化を含め、適切な補助金の執行に努められたい。</p>	<p>補助対象の明確化及び適切な補助金の執行を図るために、平成23年度に要綱改正及び補助対象経費の見直しを行った。</p> <p>また、上記要綱改正に伴い補助対象外経費となった財団の自主事業である「東京しごと財団収益事業」の按分負担分を、平成24年度の補助金交付申請及び交付決定額から除外している。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
31	産業労働局 (公益財団法人東京しごと財団)	指定管理業務に係る年間計画の実施及び結果の検証を適切に行うべきもの	<p>局は、公益財団法人東京しごと財団に指定管理者として東京都しごとセンターの管理運営を行わせている。</p> <p>基本協定によると、指定管理者は、年度協定、指定管理者応募時に提案した事業計画書（平成18年度から平成22年度までに実施する項目を記載）等に基づき管理運営業務を実施しなければならないとされている。また、財団は年間事業計画書を年度協定締結後、速やかに都へ提出し、局は適当と認めた場合は承認するものとしており、事業報告書については四半期ごと及び年度終了後に提出しなければならないとしている。</p> <p>ところで、事業計画書、年間事業計画書及び事業報告書と実施状況について見たところ、</p> <p>① 財団は事業計画書で提案した内容について、特段の理由もなく指定管理期間内（平成18年度から平成22年度まで）での取組を行っておらず、局は実施を求めないまま、毎年度の事業計画書及び事業報告書を承認している。</p> <p>② 提案内容を平成21、22年度に実施しているにもかかわらず、年間事業計画書及び事業報告書には記載がされていないものがあるが、局は、その事実を検証しないまま承認している。</p> <p>これらは、事業計画書に掲げた事業が計画どおり実施されているか検証していないことによるものであり適切でない。</p> <p>財団は、事業計画書に提案した事項について、年間事業計画書及び事業報告書に適切に反映させるとともに、事業計画書で提案した事業を実施されたい。</p> <p>局は、年間事業計画書の承認及び事業実施結果の検証を適切に行われたい。</p>	<p>しごと財団は、指定管理者応募時に提案した事業計画書の業務を年間事業計画書に記載することで一元的に管理できるようにし、局は、これらの様式をもって検証を行っていく体制とした。</p> <p>財団は、変更した様式により、平成24年度年間事業計画書、第1四半期の実施結果を記載した事業報告書を局へ提出し、局はそれに基づいて計画の承認及び実施結果の確認を行った。</p>

[平成23年度決算審査(各会計歳入歳出)]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
32	財務局	会計処理について <一般会計>	(款) 諸収入(項) 物品売払代金(目) 刊行物売払代金において、調定額及び収入未済額が各2万5,800円過大に計上されている。	平成24年4月に、平成24年度の収入未済について調定更正を行い、修正した(平成23年度末の収入未済は平成24年度に繰り越されるため)。
33	都市整備局	公有財産について <建物>	ア 建物15.00㎡(花畑第2アパート自転車置場11.25㎡ほか1件)が過大に登載されている。 イ 建物411.48㎡(清新町二丁目第2アパートゴミ容器置場156.79㎡ほか4件)が、登載漏れとなっている。	ア 平成24年8月に、財産情報システムから削除した。 イ 平成24年8月に、財産情報システムに登録した。
34	環境局	公有財産について <出資による権利>	ア 出資による権利20億円((財)東京都環境整備公社出せん金(集合住宅等太陽熱導入対策事業基金))が登録漏れとなっている。 イ 出資による権利22万5,900円((財)東京都環境整備公社出せん金(東京都微量PCB廃棄物処理支援事業基金))が、過大に登載されている。	ア 平成24年8月に、財産情報システムに登録した。 イ 平成24年9月に、財産情報システムから削除した。
35	福祉保健局	物品について	ア 物品6点(磁気共鳴診断装置ほか5点)が過大に登載されている。 イ 物品9点(一般撮影装置ほか8点)が登載漏れとなっている。	ア 物品6点について、平成24年7月に物品管理システムから削除した。 イ 物品9点について、平成24年7月までに物品管理システムに登録した。
36	産業労働局	会計処理について <一般会計>	(款) 諸収入(項) 貸付金元利収入(目) 環境費貸付金元利収入において、調定額及び収入未済額が各12万8,000円過大に計上されている。	平成24年5月に、平成24年度の収入未済について調定更正を行い、修正した(平成23年度末の収入未済は平成24年度に繰り越されるため)。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	産業労働局	公有財産について <出資による権利>	ア 独立行政法人雇用・能力開発機構出資金506万3,441円が過大に計上されている。 イ 独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構出資金506万3,441円が計上漏れとなっている。	ア 平成24年9月に、財産情報システムから削除した。 イ 平成24年9月に、財産情報システムに登録した。
38	建設局	公有財産について <建物>	建物38.40㎡(桜ヶ丘公園便所)が過大に登載されている。	平成24年8月に、財産情報システムから削除した。
39	教育庁	物品について	ア 物品1点(電子交換機)が過大に登載されている。 イ 物品7点(総合監視盤等)が登載漏れとなっている。	ア 物品1点について、平成24年8月に物品管理システムから削除した。 イ 物品7点について、平成24年9月までに物品管理システムに登録した。

〔平成23年度決算審査（公営企業各会計）〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
40	港湾局	固定資産を適正に計上すべきもの ＜港湾事業会計＞	局が所管する固定資産のうち、晴海B野積場舗装については、平成24年3月の工事により撤去されているにもかかわらず、用途廃止、除却処理を行っていない。 この結果、「構築物」について資産残高が7万5,518円過大計上となっている。	当該固定資産の用途廃止及び除却処理については、平成24年9月13日に、港湾局資産管理システムに登録し、東京都臨海地域開発事業財務規則第92条の規定に基づき、港湾局長へ廃止に関する報告を行うとともに、同日付けで同額を固定資産から港湾事業費用に振替処理を行った。
41	水道局	記録映画につき固定資産の計上を適正に行うべきもの ＜水道事業会計＞	局は、建設改良費により、大規模工事の記録映画を作成している。 このうち、「小右衛門給水所建設事業記録映画」、「村山下貯水池堤体強化工事記録映画」、「多摩丘陵幹線第二次整備区間工事等記録映画」（金額：1億8,146万3,830円）について、器具備品として有形固定資産に計上すべきところ、誤って建設改良工事の共通経費として工事により取得した資産の価額に含めたため、構築物等として計上されている。	記録映画の有形固定資産への登載及び減価償却累計額の修正については、平成24年6月7日に処理した。 記録映画作成主管部である建設部及び多摩水道改革推進本部においては、7月等の部内連絡会等を通じて、関係職員に対して、支払完了後、速やかに固定資産計上に必要となる関係資料を経理部へ送付することの周知徹底を図った。 また、財務会計システムに単独工事と同様に一件ごとの登録ができるようにし、経理部でも送付漏れがないことを確認できるようにした。

【決算審査意見】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
42	港湾局	<p>使用料無償化に対する効果検証を適切に行うよう努めるべきもの<港湾事業会計></p>	<p>港湾局は、東京港等を国際コンテナ戦略港湾とするため、国内外の貨物を集荷することにより、東京港等に寄港する国際基幹航路の維持拡大を図ることが求められていることから、アジア諸港と対峙していくための港湾コスト低減策として、コンテナふ頭を管理している東京港埠頭株式会社（以下「会社」という。）に港湾施設用地使用料（以下「使用料」という。）を平成23年度から無償化した。</p> <p>また、会社は使用料が免除されたことにより、ターミナル貸付料の低減を行うなどの取組を実施し、平成27年までに平成21年度の貸付料（基準額）の4割（近隣国とのターミナルコストの差）の低減を行うとしている。</p> <p>ところで、使用料無償化に対する効果検証について見たところ、会社の決算書の記載内容では、会社が無償化された使用料相当分を貸付料に還元したかどうかなどが十分に確認できない状況となっている。</p> <p>使用料無償化は、毎年度、都が収入していた9億円超の使用料相当額を充てるものであり、少なくとも平成27年度まで継続することから、その効果検証に当たっては、所管部における確認方法等を改め、会社に対して、貸付料減額に係る具体的かつ整合性のある内容の実績報告を求め、貸付料の低減目標の達成度について、毎年度、把握していく必要がある。</p>	<p>使用料無償化の効果は、無償化した使用料相当分が貸付料の低減に反映され、港湾コストの低減につながることにある。このことから、貸付料の状況をより適切に確認するため、部における確認方法を見直し、東京港埠頭株式会社からの実績報告の内容を改め、平成24年8月24日付けで当該社へ通知した。これを踏まえ当該社から平成23年度決算に基づく実績について平成24年8月30日付けで報告を受け、8月31日に部職員が当該社内に関係書類により報告内容の確認を行った。</p> <p>来年度以降は、毎年定時株主総会終了後、7月末までに実績報告を受けたのち速やかに確認を行う。</p> <p>また、取扱コンテナ総数及びふ頭別コンテナ数の推移については、港湾統計等により数値を把握し、引き続き注視していく。</p>

[平成24年各会計定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	青少年・治安対策本部	契約の仕様を明確に定めるべきもの	<p>総合対策部は、幼児の保護者を対象にした参加体験型の幼児2人同乗用自転車安全教室を業務委託契約により実施している。</p> <p>ところで、開催予定は10回であったところ、うち2回については悪天候により開催が中止されていた。しかしながら、部は、仕様書において、天候不順により安全教室が開催されなかった場合について、明確な規定を設けていなかったため、2回分を履行したのものとして支出せざるを得なくなっていた。</p> <p>受託者が業務準備をしていたことは認められるものの、天候に左右される行事の開催において、部が、中止時の取扱いについて仕様書で明確にしていなかったことは、適切でない。</p>	<p>部は、平成24年度分の契約において、委託先業者が安全教室の実施場所に到着後、安全教室を中止せざるを得なくなった場合であっても、適切に委託料を支払うことができるよう、受託者と「荒天時等における安全教室の中止に伴う支払金額に関する覚書」を交わし、中止決定時期に応じた段階的な支払額を設定した。</p>
44	総務局	損失の補償における消費税相当額に係る書類等の確認を適正に行うべきもの	<p>個人事業者が事業用として建物を建設する場合などの消費税額は、課税仕入れに係る消費税額であるので、消費税の確定申告の際には、課税売上割合に応じてその一部又は全部を控除することが可能であり、これにより納付税額を計算して消費税を納付することとなる。</p> <p>なお、課税売上割合に応じた控除については、課税期間における課税売上割合が95%以上のときは全額を、また95%未満のときは課税売上高に対応する部分の金額を控除することとなっている。</p> <p>八丈支庁は、八丈循環線（東京都道215号線）の整備に必要な用地を買収するに当たり、被補償者との間で、建物の移転補償契約を締結している。この契約において、支庁は、被補償者が消費税の申告に当たり、課税売上割合が95%未満であることを確認した上で、消費税等相当額を補償したとしている。</p> <p>しかしながら、支庁は、被補償者から口頭により説明を受けたとしており、監査日現在、書面等の証拠書類を確認することができなかった。</p> <p>支庁は、損失の補償における消費税相当額に係る書類等の確認を適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、八丈支庁は、平成24年7月6日に土木課長主催の用地担当者全員による指摘事案の再発防止会議を開催し、以下を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>① 全ての関係人に対して調査依頼文書を配布し、「消費税関係調査票」及び「根拠資料」を徴すること。</p> <p>② 関係人から提出された「消費税関係調査票」及び「根拠資料」を係内全員で十分に確認を行い、「消費税等相当額補償の要否判定フロー」に沿って、補償の要否を判定し適正に損失補償の算定を行うこと。</p> <p>また、局は、各支庁宛、支出の根拠資料等の確認を徹底するよう周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	主税局	土地の評価に係る現地調査を適正に行うべきもの	<p>練馬都税事務所における土地の課税状況について見たところ、隣接する土地に建つ住宅に付属して使用されている土地について、「住宅用地」として認定すべきところ、「非住宅用地」として認定していた。</p> <p>これは、当該土地に存在していた建物が平成16年に取り壊され、平成17年度の賦課期日現在、更地だったため、平成17年度から「非住宅用地」として認定したものであるが、その後の住宅用地として利用されている状況を、適正に調査していなかったためである。</p> <p>このため、32万3000円の課税超過となっている。</p>	<p>所は、超過課税額32万3000円を平成24年4月25日に全額還付した。</p> <p>なお、所では、平成24年6月1日、固定資産評価課土地係において係内会議を開催し、住宅用地及び非住宅用地の認定を適正に行うよう周知徹底した。</p> <p>また、資産税部では、平成24年9月6日開催の資産税部全体課長会において、住宅用地及び非住宅用地の認定を適正に行うよう周知徹底した。</p>
46	主税局	徴収金に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>千代田都税事務所において、平成23年4月に行われた、群馬県税事務所に対する、法人Aの滞納税に係る交付要求について見たところ、所は、催告の過程で、平成22年12月に「Aは、都内に一坪程度の不動産を所有しているが、群馬県税事務所が既に差押えを行っている」ことを把握したが、交付要求を行ったのは平成23年4月5日であった。</p> <p>その間に他の自治体が交付要求を行ったため、所の配当順位は、結果として3位となり、平成22年12月時点で速やかに交付要求を行っていれば得られたであろう73万余円分の配当を得ることができなくなっていた。</p>	<p>所は、平成24年2月16日、徴収課内会議を開催し、交付要求に係る留意点について周知徹底した。</p> <p>徴収部としても、平成24年4月27日開催の徴収部全体課長会及び4月中旬から5月中旬にかけて実施した全都税事務所対象の事務指導において、交付要求に係る留意点について周知徹底した。</p>
47	生活文化局	金券類の管理を適正に行うべきもの	<p>消費生活部は、生活保護世帯等の家計費の負担軽減と入浴機会の増大を図ることを目的として、生活保護法（昭和25年法律第144号）等により生活扶助等を受けている風呂のない世帯に対して、公衆浴場の入浴券を配付している。</p> <p>部における入浴券の管理状況を見たところ、部は、担当者が入浴券の増減を、作成した整理簿により適切に記録していたとするものの、この整理簿は、各市から個別に返納された分を同一日付にまとめているなど、物品管理規則が求める要件を満たしておらず、消耗品出納簿を適正に備えていないものと認められた。</p> <p>入浴券は、持参すれば使用可能であり、実際にも市中で流通しているものであるから、部は、入浴券について、消耗品出納簿を備え、その使用状況を記録しておく必要がある。</p>	<p>部は、平成23年度中に、入浴券の管理方法を、物品管理規則の求める要件を満たすよう見直した。</p> <p>その上で、平成24年度に購入した入浴券の管理に当たっては、その使用状況を消耗品出納簿に適正に記録している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
48	都市整備局	保険金を請求すべきもの	<p>第一区画整理事務所は、平成22年度に行った盛土材管理工事（単価契約）について、請負者から経営不振を理由とした契約解除の申し出があったことから、平成23年3月30日付けで契約を解除している。</p> <p>この契約では、請負者が契約保証金の納付に代えて保険会社との間で履行保証保険契約（保険金額600万円）を締結している。</p> <p>そのため、所は、履行保証保険契約に基づく保険金（600万円）を都に帰属させるため、保険会社に保険金を請求する必要があるが、保険金の請求を行っていなかった。</p> <p>（注）履行保証保険契約</p> <p>保険契約者である受託者が、証券に記載された契約について、その債務を履行しない場合において、被保険者である事務所の被る損害に対して、保険会社が保険金を支払う契約のこと。</p>	<p>平成23年3月30日付けの工事請負契約の解除に伴う、保険金に係る歳入（600万円）については、平成24年4月24日付けで歳入調定を行うとともに、保険会社に対して請求を行い、平成24年5月29日に収入した。</p>
49	都市整備局	完了検査を適正に行うべきもの	<p>住宅政策推進部は、「マンションの耐震化促進施策検討に関するアドバイザー及び都内マンションの実態調査等に関する委託」（以下「契約①」という。）及び「高経年マンション建替え促進策検討調査委託」（以下「契約②」という。）により、分譲マンションの耐震化や高経年マンションの建替えを促進する施策の検討等に関する業務を委託している。これらの契約においては、耐震状況に関する実態調査や方策の検討などを行った上で、委託業務の成果物として報告書を作成し、業務報告書と併せて報告書の電子データを電子媒体により提出することとしている。</p> <p>ところで、これらの契約の成果物について見たところ、以下の状況が見受けられた。</p> <p>ア 契約①、②の成果物である電子媒体（CD-R）について、データが履行期限後（平成24.4.2、平成24.4.20）に保存されている。</p> <p>イ 電子媒体に保存されているアンケート集計表中の回収数合計と、報告書の同集計表中の回収数合計とが一致しておらず、監査当日に確認した報告書は、契約①の成果物である電子媒体よりも後に作成されたものである。</p> <p>これらの契約に係る委託完了届はどちらも履行期限の平成24年3月30日付けで提出されているが、部は、成果物が履行期限後に提出されているにもかかわらず、同日付けで検査合格としていることは適正でない。</p>	<p>平成24年6月21日に部内で庶務担当係長会を開催し、調査委託等の適正な履行を確保するため、検査後の手直し期間を確保できる履行期限を設定すること、定期的に進捗状況を管理することを職員に周知徹底した。</p> <p>これを受けてマンション課でも、同日に課職員全員で調査委託に関する打合わせ会を開催し、今後調査委託等を実施する際に注意すべき点（履行期間の設定方法、進捗状況の確認等）について、周知徹底した。</p> <p>また、契約事務を所管する総務部は、平成24年5月8日付事務連絡「履行期間中の中間報告の設定」により局内に業務の適切な進行管理に努めるよう周知を行い、同年8月24日付事務連絡「委託契約案件における検査事務について」により、適切に検査を実施するよう関係職員へ周知を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
50	都市整備局	委託調査を適切に実施すべきもの	<p>市街地整備部は、沿道一体整備事業を進めるため、事業予定地区のまちづくりにおける効果検証委託を実施している。委託内容は、①火災延焼による道路閉塞を考慮した避難・救援シミュレーションによる防災性能の計測、②鉄道付属街路の整備による防災機能の向上効果の検証も行うものであり、いずれも東京消防庁の火災延焼シミュレーションを用いることを前提としたものとなっている。</p> <p>しかしながら、成果品である報告書を見たところ、計測には異なるシミュレーションモデル（消防力最適運用支援情報システム（総務省））が使用されており、その結果、調査目的の一つとしている沿道と鉄道等の一体整備による防災機能の向上効果の検証に資する調査となっておらず、報告書は成果品として所期の目的を一部達していない。</p> <p>本来、防災性の向上効果を検証するに当たり、使用するシミュレーションモデルは重要な要素であり、部が、使用するシミュレーションモデルの適否について、事前に十分確認しないで契約を発注したことは、適切でない。</p>	<p>部は平成24年7月3日及び8月30日に、今後同様の委託調査を実施する際には、使用するシミュレーションモデルを試用する等により、モデルの適否について十分に事前確認することを関係職員に対して周知した。</p> <p>また、委託契約締結後は委託業務の履行確認を綿密に行い、適切に委託調査を実施するよう注意喚起を行った。</p>
51	都市整備局	建物基礎解体工事及び本体工事の契約を適切に行うべきもの	<p>第一区画整理事務所は、既成市街地再整備土地区画整理事業を施行するため、建物基礎解体工事等の整地工事を始め街路築造工事及び下水道管布設工事等を行っている。</p> <p>また、所は、事業用地について、安全第一の維持管理・応急的な措置等に対応するため、事業用地管理工事を行っており、あらかじめ施行内容や規模等の把握が困難であることから、総価契約より割高な単価契約としている。</p> <p>ところで、所では、街路築造工事及び下水道管布設工事（23篠東-2）（以下「本体工事」という。）の建物基礎解体工事のうち一部の街区の工事を、契約締結が遅れたこと等を理由に、事業用地管理工事にて実施している。</p> <p>しかしながら、総価契約である本体工事の建物基礎解体工事として実施すべきものを、単価契約で実施したことにより、75万余円割高となっている。</p> <p>一方、別街区でも本体工事の建物基礎解体工事を行っており、工期が重なる同種の工事を別工事で行う合理的な理由はない。</p> <p>また、本体工事を起工した市街地整備部は、所からの依頼を受けて、契約変更を行っているが、当該街区の建物基礎解体工事を本体工事から除外したことは、適切ではない。</p>	<p>市街地整備部は、平成24年5月24日の課内会議において、単価契約工事の目的及び適切な本体工事の契約について、職員に周知徹底した。また、平成24年9月7日の工事連絡調整会議において、関係4事務所へ周知徹底した。</p> <p>第一区画整理事務所は、「事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き」（都市整備局市街地整備部）に基づく単価契約の適用範囲を遵守するよう、平成24年6月27日の係長会において担当地区を含む関係職員に周知徹底した。また、工事等施行の指示について、平成24年7月4日開催の課内会議において、組織の中での確認、指導等を確実に行っていくことを併せて確認、周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	都市整備局	契約の履行の確保のため手続を適切に行うべきもの	<p>多摩建築指導事務所が締結した、平成23年度指定道路図等更新業務委託契約（契約金額：448万3,500円、契約日：平成23.7.4、履行期限：平成24.3.16）において、受託者は、本契約の仕様に基づき、成果品を紙媒体及び電子データにより納品したが、所が完了検査を行ったところ、電子データについては形式が東京都指定道路図情報システムに適合しておらず、仕様を満たしていなかったことが認められた。</p> <p>このため、所は、契約の締結部署である総務部と協議の上、成果品全体としては未完成であるが、一部完了している部分について検査を行い、履行完了部分に対する契約金額相当額382万2,000円を受託者に支払った。</p> <p>しかしながら、本契約では、本来、受託者が契約期限までに仕様を満たす電子データを納品できなかったことを理由として、契約を解除し、履行完了部分に対する契約金額相当額（382万2,000円）を支払う一方で契約違約金（6万6,150円）を受託者から徴収するとともに、本契約の解除を理由として受託者の競争入札参加を禁止する手続に掛けるべきものである。</p> <p>したがって、契約の解除を行わずに、履行完了部分に対する契約金額相当額を支払えると所が判断したことは、適切でない。</p>	<p>契約事務を所管する総務部は、平成24年5月8日付事務連絡「履行期間中の中間報告の設定」により、局内に業務の適切な進行管理に努めるよう周知を行った。</p> <p>これを受け、多摩建築指導事務所は、平成24年度の契約では仕様書にサンプルデータ作成後1ヶ月以内に受託者のデータインストール業務の履行見込みの有無を判断する旨を記載し、履行する見込みが明らかでないとして認められた場合、速やかに契約解除の手続を行うものとする。</p> <p>今後は、適切な進行管理を実施し、契約の履行の確保に努める。</p>
53	福祉保健局	プラスチック手袋の購入契約について見直すべきもの	<p>府中療育センターでは、衛生用のプラスチック手袋を購入している。</p> <p>この契約について見たところ、年間を通じて、複数回の随意契約により行っており、平成23年度における予定価格の合計は、522万余円となっている。</p> <p>しかしながら、衛生用プラスチック手袋は、通年で使用するものであり、この予定価格をまとめると入札案件金額となることから、より競争性を図ることができる。また、契約回数を減らすことで事務手続を削減することができるものである。</p>	<p>今後は、単価契約にて一括購入としていくこととした。</p> <p>具体的には、使い勝手等の状況を考慮し、平成24年7月から3か月の単価契約（件名：プラスチック手袋の買入れ（単価契約）、契約金額：153万5,525円）を、また、平成24年10月から6か月の単価契約（件名：プラスチック手袋の買入れ（単価契約）、契約金額：306万7,050円）を実施した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
54	福祉保健局	契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	<p>東村山老人ホームは、施設利用者の居室の一部についてエアコンディショナーを整備することとし、エアコンディショナーの買入れ（契約金額：1,181万8,000円）を行っている。</p> <p>この契約について見たところ、ホームは、桜棟2階から3階の全居室分（平成22年に整備した14室を除く134室）として、高齢社会対策部に契約締結依頼を行っている。</p> <p>しかしながら、当該契約以前に、2階のうち2室分については整備を行っているため、当該契約の起案時には、整備済分を除いた台数として契約締結依頼しなければならなかったにもかかわらず、数量から減らしていない。</p> <p>また、整備済の2階2室分の代替分として、当初、整備は行わない予定としていた4階2室分の整備を行うこととしているが、その経緯が確認できない状況となっている。</p>	<p>平成24年9月18日に開催の事業推進会議において、各課（科）長及び係長に対し、契約締結依頼に当たっては、仕様書の作成時に十分に内容を精査した上で決定し、適切な契約事務手続を行うように改めて注意喚起した。</p> <p>また、契約手続の過程で変更を伴う場合には、確認書類を整備して経緯等を明確にするなど、講評以降の契約案件については適切に事務処理を進めるよう周知徹底した。</p>
55	福祉保健局	離職障害者職場実習事業に伴う謝礼等の積算を適切に行うべきもの	<p>障害者施策推進部では、離職障害者職場実習事業を実施している。この事業は、平成23年度の対象者31人に対して、1人2社程度延べ10日間の職場実習を体験してもらうもので、事業実施は委託により行っている。</p> <p>ところで、当該契約における謝礼及び訓練手当の積算内容について見たところ、仕様書とは、内訳の単価及び延べ実施日数等の考え方が全く異なる積算方法により算出されている。</p>	<p>平成24年9月18日の部内部課長会において、今後事業実施の際には、適切な事務処理を行うよう、各課管理職宛注意喚起した。</p> <p>今後は、所管課のみならず計画課においても、予算執行の観点から、契約書に添付された積算の内容を十分に精査することとする。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
56	福祉保健局	一時保護児童の所持物を適正に保管・返還すべきもの	<p>一時保護施設を有する児童相談センター及び足立児童相談所において、一時保護した児童の所持物保管及び返還状況を見たところ、保管内容を記載する台帳である「所持物及び遺留物処理台帳」及び個別票である「所持物保管票」の記載状況について、台帳と個別票の記載金額が一致しておらず保管・返還金額が明確でないもの、受取人の氏名が記載されておらず誰に返還したか客観的に明らかでないものなど、不適切な記載を行っている事例が、複数認められた。</p> <p>各相談所は錯誤等による記載漏れなどとしているが、確実な記載なくしては、所持物の保管・返還状況を正確に把握することができないため、この保管・返還状況は、適正でない。</p>	<p>児童相談センター一時保護所においては、平成24年5月17日及び18日両日の朝会及び同年6月4日の課内係長、リーダー会において、また足立児童相談所一時保護所においては、平成24年5月21日及び22日両日の朝会及び同年6月22日の係会議において、保管票や台帳の記載について、記載漏れや誤りの無いよう周知徹底を行った。退所時の受取人欄の記載については、児童福祉司に保護所職員立会いの下記載させ、その場で再確認を行うよう取扱いを改めた（センター・足立共通）。</p> <p>今後は台帳等の確実な記載を徹底し、所持物の適正な管理を図っていく。</p>
57	福祉保健局	厨房等の衛生管理を適切に行うべきもの	<p>足立児童相談所は建物管理委託契約の中で、「害虫生息状況調査」を行っている。その内容は毎月、受託者が事務所内の各点検場所において、ゴキブリ、カ、チョウバエ、ネズミ、ダニ（以下「害虫」という。）の有無を調査するもので、仕様書では、この調査で害虫の生息が確認された場合には、受託者と駆除等の協議を行うことになっている。</p> <p>ところで平成23年度の報告書をみると、次のことが認められた。</p> <p>① 食料を取扱い、害虫が多く生息すると思われる厨房が点検場所として指定されていない。</p> <p>② 調査方法について、調査報告書では目視のほか、トラップ法や集塵分離の方法も列挙されているが、受託者は平成23年度において全期間、目視しか採用しておらず、全期間、全点検場所害虫無しとして報告をしている。しかし、ダニ等は目視で確認できるものでなく、害虫の全てを目視で点検することは不適切である。</p> <p>所は、厨房についても点検場所として指定するとともに、それぞれの害虫に応じた調査方法を検討し効果的な調査を行うよう受託業者を監督し、厨房等の衛生管理を適切に行われたい。</p>	<p>定例監査後の平成24年6月以降は、建物管理委託業者に指示し「害虫生息状況調査」の点検場所に本来行うべきであった食堂及び調理室を加えている。</p> <p>また、同年7月以降の点検においては、目視法に加えてトラップ法等を採用し、厨房等の衛生管理を適切に行い改善を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	福祉保健局	庁舎設備の修繕を速やかに行うべきもの	<p>多摩小平保健所は、東京都花小金井庁舎（以下「庁舎」という。）の維持管理に係る各種委託及び補修工事を行っており、庁舎内の自動ドアの保守点検については、「自動扉保守点検委託契約」を締結している（契約金額：19万8,450円）。</p> <p>ところで、本契約に係る保守点検結果を確認したところ、7月の保守点検で6台の自動ドアの部品交換等修繕が必要であると受託者から報告を受けたが、速やかに修繕を行わなかったため、11月の保守点検で再度同じ報告を受けている。所は、2月に6台のうち3台の修繕を実施したが、監査日（平成24.5.14）現在、残り3台の自動ドアについては、いまだ修繕を実施していなかった。</p> <p>庁舎の消防計画では、7月の保守点検で修繕の必要性が報告された6台の自動ドアは、いずれも避難経路に使用することとなっている。このため、現状は手動で開閉できるものの、在庁者の迅速かつ円滑な避難に取り組むために避難経路は常に万全の状態を確保しておくことが求められることから、自動ドア等避難上必要な庁舎設備の修繕を速やかに行っていないことは、適切でない。</p>	<p>指摘の自動ドア3台については、平成24年8月17日に修繕（件名：自動ドアの修繕、契約金額：51万300円）を行い、避難経路の確保を適切に行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	病院経営本部	過誤納還付未済金の管理を適切に行うべきもの	<p>都立病院における収納業務については、各病院において専門業者と契約を締結して委託しており、診療費の過誤納還付金が発生した場合は、病院が還付決定を行い、受託者に患者に対する支払いを行わせている。</p> <p>受託者は、病院から還付事案の引渡を受け、還付対象者に連絡し、還付金の支払を行っている。</p> <p>ところで、墨東病院における還付金の支払状況及び還付未済金の管理について見たところ、平成19年度の還付未済金を保有しているなど、長期間滞留している状況が認められた。</p> <p>これは、病院が、還付金の支払状況については、「収納業務日誌」により当日支払った件数及び金額は確認しているものの、受託者の事務処理を確認して消し込むなど、還付決定したものが速やかに漏れなく還付されているかについて把握・管理していないことによるものである。</p>	<p>過誤納還付金の進行管理については、「還付台帳」により行っているところである。これまでの台帳には支払済みの記載欄がなく支払状況に関する管理が不十分であったため、様式を見直し、台帳に支払状況の記入欄を追加した。これにより、支払状況も含めた進捗管理が可能となった。</p> <p>さらに、還付未済金の長期滞留を未然に防ぐため、見直し後の「還付台帳」により毎月支払状況を把握することで、委託職員に対して進捗状況を指導できる体制の強化を図った。</p> <p>指摘案件17案件については、内容の再確認をし、住所照会、現金書留による送金などを実施した。この結果、9件について支払が完了した。また、住所照会の結果、住所不明のものが2件、残り6件は還付連絡文を郵送した結果、宛先不明での戻りや、応答なし等である。</p> <p>今後は住所不明のものは住所照会を行い、応答なしのものは再度連絡を試みる。</p>
60	病院経営本部	適切な業務遂行を確保すべきもの	<p>松沢病院においてPFI手法を導入して実施している、精神医療センター（仮称）整備運営事業において、事業者は、具体的な運営方法を業務別仕様書及び業務マニュアルとして定め、本部の確認を受けることとなっている。この確認・修正状況について見たところ、</p> <p>① 医事業務について、PFI事業者から業務別仕様書及び業務マニュアルが提出されているにもかかわらず、内容の確認・修正を行っていない</p> <p>② 未収金管理業務について、業務別仕様書及び業務マニュアルの内容が、遵守すべき現行の診療未収金管理要領等や病院が求める業務実態と合致していないなど、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要な手続を行っていないため、業務の履行確認及び評価に必要なかつ十分なものとなっていない状況が認められた。</p>	<p>指摘のあった2点について、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>① 業務別仕様書及び業務マニュアルの改訂については、PFI業者と協議し修正を行い、平成24年7月10日に改訂版を作成した。</p> <p>② 未収金管理業務について、業務別仕様書及び業務マニュアルの内容が要領や業務実態と合致していないことについては、上記と同様PFI事業者と協議し、平成24年7月10日改訂版を作成した。</p> <p>今後も、改訂が必要となった場合は、PFI業者と協議して適切に見直しを行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	病院経営本部	<p>利便施設運営業務に係る行政財産の使用許可及び使用料の徴収を適正に行うべきもの</p>	<p>松沢病院における利便施設に係る使用許可及び使用料の徴収状況について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>① 旧建物における売店・食堂等について、平成24年2月1日から同年5月20日までの使用許可を行っているが、使用許可に係る平成23年度分（2・3月分）の使用料について、使用開始日までに徴収しなければならないにもかかわらず、使用開始後の平成24年3月31日に調定しているほか、平成24年度分（4・5月分）の使用料については、監査日（平成24.6.13）現在、調定していないなど、使用料の徴収事務が遅滞している。</p> <p>② 平成24年5月28日の新病棟移転後、同様の利便施設が新病棟においても運営されているが、監査日（平成24.6.13）現在、使用許可を行わないまま使用しており、規則に基づかない財産管理となっている。</p>	<p>指摘のあった2点について、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>① 旧建物に係る平成24年4月、5月分の使用料の徴収遅延について、事務処理手続が遅れていたが、平成24年7月末までに使用料全額の徴収を完了した。</p> <p>② 新病棟の利便施設を、使用許可を行わないまま使用させていたことについて、使用許可の事務手続が遅れていたが、使用許可の手続が完了し、使用許可書を交付し、平成24年10月10日付けで、使用料の調定を行った。</p>
62	病院経営本部	<p>公務災害等の認定請求手続を適切に行うべきもの <小児総合医療センター></p>	<p>都立病院では、診療報酬について、保険者負担分を社会保険診療報酬支払基金等に、当月分の診療報酬を原則として翌月に請求している。また、公務災害等で認定決定がされていないなど請求の要件を満たしていないものは、基金等へ請求できないため、要件が整うまで未請求分として管理している。</p> <p>ところで、小児総合医療センターが管理する未請求診療報酬の保留状況を見たところ、監査日現在、公務災害等の手続中であることを理由に、診療月から1年以上経過している案件が5件、4万5,988円あることが認められた。</p> <p>これらの患者は、当該病院の医師や看護師など病院職員であるため、手続の状況を確認したところ、①被災職員が公務災害申請書類等を提出しない、②公務災害申請後、基金等からの確認事項に対して未回答の状況が継続している、など、公務災害の認定請求手続が適切に行われていない状況が認められた。</p> <p>公務災害等の補償を受ける権利は、被災から2年間で時効となり消滅するものであり、また、診療報酬は遅滞なく手続を行えば確実な収入となることからセンターには速やかな対応が求められる。</p>	<p>指摘のあった5件4万5,988円のうち、2件については非常勤医師の罹災事故による労務災害手続により処理すべきものであることから、これに基づき、所轄労働基準監督署に労災保険手続を行った。</p> <p>また、残る3件については常勤看護師の罹災事故によるものであり、地方公務員災害補償基金東京支部に対し公務災害認定手続を行い、いずれも公務上の災害と認定されたとの通知を受けた。</p> <p>公務災害に係る事務処理については、補償請求から認定、治ゆ報告、療養費の請求に至るまでの進捗状況を一覧表にて一元管理し、基金等からの確認事項については、事案別に管理することとした。</p> <p>公務災害の手続について、関連部署間で毎月進捗状況を確認し、手続が遅れているものについては、期限を設定して処理していく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	病院経営本部	契約手続を適正に行うべきもの	<p>神経病院では、全自動散薬分包器のオーバーホールによる修繕について、Gと特命随意契約（契約金額：262万5,000円、契約期間：平成24.1.10～平成24.1.27）を締結している。この契約において、病院は、当該装置はGのみが販売及び修理を行っていることを理由に特命している。</p> <p>しかしながら、当該装置の製造者Hも修理可能であるなど、本契約は他者でも履行することが可能であることから、Gを特命していることは適正でない。</p> <p>これは、病院が事前に十分な調査を行わず、同種の機器類の購入先であったGのみが修繕を履行できる唯一の業者であると誤認したことによるものである。</p>	<p>神経病院においては、現在、特命随意契約を締結する際は、事前に特命随意契約を締結するのに値する根拠を十分に調査し、妥当であると判断できる案件のみ契約手続を行っている。</p> <p>また、特命理由書の作成においても、特命随意契約の締結が妥当であることを示す根拠資料を添付して協議に回付することで、契約の公正性、透明性を確保するよう努めるとともに、院内における確認の徹底も図っている。</p>
64	中央卸売市場	契約事務を適正に行うべきもの	<p>財産の買入れを行うとき、随意契約によることのできる場合の予定価格の額については、東京都契約事務規則（昭和39年規則第125号）により、160万円までとその上限が規定されている。</p> <p>ところで、築地市場は、液晶テレビ等を、「32型液晶テレビほか3点の購入」「40型液晶テレビほか1点の購入」の、2件の契約に分けて購入しているが、両件の契約における購入決定日、納入期限、納品日は、同一日付となっている。</p> <p>市場は、このことについて、10万円以上の物は「備品」、10万円未満の物は「消耗品」と、その財産区分や予算科目が異なるために、契約を2件に分割したと説明する。</p> <p>しかしながら、財産区分や予算科目が異なっても、契約を1件とすることは可能であり、両件の契約における購入決定日、納入期限、納品日などが同一であること、両件の予定価格の合計が193万7,250円と随意契約の上限である160万円を超えていることから、市場は、これら契約を1件にまとめ、競争入札により調達するべきであった。</p>	<p>築地市場は、幹部・係長級職員を対象とした定例連絡会を、平成24年3月9日、6月8日、8月10日及び9月7日に開催し、適正な契約事務の執行について周知徹底を図った。</p> <p>また、管理部も、5月11日開催の契約担当者会議において、各市場担当者に対して、適正な契約事務の執行について周知徹底を図った。</p> <p>今後、同様な事案が再発しないよう、適正な契約事務の執行により一層努めていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
65	産業労働局	毒物及び劇物の管理を適正に行うべきもの	<p>局の一部の事業所では、職業訓練、試験研究等で毒物及び劇物を使用している。毒・劇物の保管・管理を適正に行うため、使用量、在庫量などを記入する管理簿を作成することなどが必要であるが、</p> <p>① 平成23年度に廃棄するまで管理簿を作成していなかったため、それまでの使用量、在庫量などが分からない（島しょ農林水産総合センター）</p> <p>② 平成23年度に廃棄した廃棄量を管理簿に記入していない（島しょ農林水産総合センター）</p> <p>③ 必要の無くなったものを処分しないまま保管している（多摩職業能力開発センター府中校）</p> <p>④ 緊急時への対応として、常時、備えておくべき危険物質等管理保管規定が、即座に確認できない（城南職業能力開発センター大田校）</p> <p>状況が認められた。</p> <p>所が使用している毒・劇物は、利用価値が高い反面、吸入や接触によって中毒を起こすものなどが含まれており、現在の管理状況は適正でない。</p> <p>各所は、毒物及び劇物の管理を適正に行われたい。</p>	<p>1 島しょ農林水産総合センターにおける対応</p> <p>平成24年4月13日に全薬品の実在庫量を確認し、漏れの無いよう管理簿への記載を行った。</p> <p>平成24年7月2日のセンター事業所長会議にて「毒物及び劇物取締法」、「島しょ農林水産総合センター危険物質等管理保管規定」を周知し、薬品類の管理方法について徹底した。</p> <p>また、薬品廃棄時や購入時にも管理簿へ記載をするよう指導した。</p> <p>使用の都度管理担当者・管理責任者のチェックを徹底するほか、平成24年7月6日に管理担当者・管理責任者による自己点検を実施した。</p> <p>平成24年8月20日に庶務課職員による薬品庫の不定期検査を実施し、在庫状況と管理簿への記入が適正に行われていることを確認した。</p> <p>2 多摩職業能力開発センター府中校における対応</p> <p>指摘のあった劇物については、平成24年7月2日付けで処分業者と契約（履行期限：平成24年8月31日）した。</p> <p>3 城南職業能力開発センター大田校における対応</p> <p>緊急時等の際に、担当者不在の場合でも職員が規定を即座に確認して対応が行えるよう、事務室及び保管庫に規定を置き、規定の電子データについても、誰でも即座に取り出せるように、ファイルサーバの職員共有フォルダに格納した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	産業労働局	危険物の管理を適正に行うべきもの	<p>局の一部の事業所では、職業訓練、試験研究等で石油類、溶剤等の危険物を使用している。危険物の保管・管理を適正に行うため、使用量、在庫量などを記入する管理簿を作成することなどが必要であるが、</p> <p>① 管理簿を作成していないため、使用量、在庫量などが分からない（中央・城北職業能力開発センター）</p> <p>② 記入漏れ、桁を間違えて使用量を記入したため、管理簿と実在庫との数量が一致していない（東京障害者職業能力開発校）</p> <p>③ 必要の無くなったものを処分しないまま保管している（多摩職業能力開発センター）</p> <p>④ 緊急時への対応として、常時、備えておくべき危険物質等管理保管規定が、即座に確認できない（城東職業能力開発センター台東分校）</p> <p>状況が認められた。</p> <p>所が使用している危険物は、引火性の高いものなどが含まれており、その管理は厳正に行う必要がある。</p> <p>各所は、危険物の管理を適正に行われたい。</p>	<p>1 中央・城北職業能力開発センターにおける対応 管理簿を作成し、使用の都度、管理担当者が使用状況、在庫状況等を管理簿に記入し、危険物等管理責任者が確認することとした。</p> <p>2 東京障害者職業能力開発校における対応 記入漏れ、桁違いについては記入、訂正し、現在管理簿と実在庫との数量は一致している。今後は、使用の都度、管理担当者が使用状況、在庫状況等を管理簿に記入し、危険物等管理責任者が確認することとした。</p> <p>3 多摩職業能力開発センターにおける対応 指摘のあった危険物については、平成24年8月28日付けで処分業者と契約した。</p> <p>4 城東職業能力開発センター台東分校における対応 緊急時等の際に、担当者不在の場合でも職員が規定を即座に確認して対応が行えるよう、事務室及び保管庫に規定を置き、規定の電子データについても、誰でも即座に取り出せるように、ファイルサーバの職員共有フォルダに格納した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
67	建設局	単価契約工事の指示を適切に行うべきもの	<p>道路・橋梁の維持補修業務においては、即時性が求められる工事や小規模な工事が多く、総価契約工事では対応しにくいため、単価契約工事により、各建設事務所が実施している。</p> <p>道路管理部は、単価契約工事について、「道路維持関係（単価契約）実施要領」（以下「要領」という。）及び「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」を定め、単価契約工事は、総価契約では対応が困難な即時性を必要とするもの、かつ小規模なものを対象として、これらに必要な工種及び単価のみを契約し、指示に基づいて施工することとしている。</p> <p>また、道路・橋梁維持補修業務に係る単価契約工事は、例外的な契約方法であること、また即時性等が求められるため労務単価を割り増しした単価を設定していることから、その運用及び執行については、適切に行う必要がある。</p> <p>そこで、第二・第三・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所の単価契約工事における、受託者への指示について見たところ、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 指示記録簿の取扱い</p> <p>要領等において、監督員が指示を行う際には、指示記録簿に指示内容等を記載して、工区長の簡易決裁をとり、受託者に施工内容を説明し、指示記録簿にサインさせるものとされているが、各所における指示記録簿の取扱いについて見たところ、所定の手続を経ずに指示をしている。</p> <p>イ 指示に係る手続</p> <p>要領等において、受託者は、監督員からの指示に基づき速やかに現場状況を確認の上、詳細な施工内容（工種・数量・金額・図面・設計書等）を記載した施工内容確認申請書を作成し、これを受け、監督員は、資料の内容を照査し、工事主管課長による指示決定をとり、受託者へ指示書により通知することとされている。しかしながら、各所における指示手続及び施工状況について見たところ、指示決定など所定の手続を執らず、指示書によらない指示及び施工となっている。</p> <p>ウ 予算執行の統制・管理等</p> <p>単価契約工事においては、発注限度額の超過を招かないよう指示書による発注段階での管理が必要である。しかしながら、第五建設事務所及び第六建設事務所は、指示記録簿の記載などの所定の手続をしないまま受託者に指示し施工させていることから、発注限度額超過又は指示書の遺漏等を発見・防止できていない。これらの理由により、本来の契約で支出できなかった指示及び施工について、別の契約（翌年度の同一業者との契約）の指示及び施工として取り扱い、支出している。</p>	<p>指摘のあった各建設事務所においては、補修担当課長会や担当係長・担当者会議での道路管理部の指導に基づき、単価契約工事の指示を適切に行うべく、所内会議を行い、工事主管課長を中心に工区長や担当者が要領・手引きに基づく手続を徹底し、適正に執行している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	建設局	単価契約工事の適正な施工を担保すべきもの	<p>単価契約工事は、即時性が求められるものについて指示できるものであり、その指示期限までに施工内容が指示どおりに完了しているかは、この契約の目的を達成するための要点であり、この契約の適正な執行を確保するためにも重要なものである。</p> <p>しかしながら、指示書、完了届及び関係書類に基づく検査・確認の状況について見たところ、第二・第三・第五・第六・南多摩東部・南多摩西部各建設事務所において、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 指示期限</p> <p>「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」（以下「手引き」という。）において、工事記録写真は、「工事記録写真撮影基準」（平成22年4月、建設局総務部技術管理課発行）に準じて、請負者は、位置及び撮影日等が分かる工事記録写真帳を工事完成時に提出するものとされている。また、施工上で必要と判断される場合は、交通誘導員を配置することとされている。</p> <p>各所は、施工完了を確認するため、提出された工事記録写真及び交通誘導員派遣報告書に基づき、検査・確認を行っている。</p> <p>しかしながら、工事記録写真及び交通誘導員派遣報告書を確認したところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指示期限日までに施工がなされていない ② 指示期限日までに施工が完了されたかが確認できない <p>など、即時性の要点である指示期限について、適切に検査・確認がなされていない。</p> <p>イ 施工内容</p> <p>手引きにおいて、道路巡回調査工については点検項目等を記載した報告書を、道路調査工及び道路補修工については、時間単価であることから、調査（作業）内容とともに実調査（作業）時間を必ず記載した作業日報を提出することとされている。</p> <p>しかしながら、報告書等を確認したところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路巡回調査工において、点検結果を記載した報告書がない ② 道路調査工及び道路補修工において、実調査（作業）時間の報告書又は作業日報がないにもかかわらず、指示時間どおりの時間を実施したとしている <p>など、施工内容が指示どおりに完了したかについて適切に検査・確認がなされていない。</p> <p>各所は、適切に検査・確認を行い、適正な施工を担保されたい。</p>	<p>指摘のあった各建設事務所においては、補修担当課長会や担当係長・担当者会議での道路管理部の指導に基づき、単価契約工事を適正に履行するため、所内会議を行い、総括監督員（工事主管課長）や主任監督員等によるチェックを強化した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
69	建設局	単価契約工事の運用を適切に行うべきもの	<p>単価契約工事は、即時性が求められるもののみについて指示できるものであり、「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」（以下「手引き」という。）において、即時性の定義は、道路施設及び付属物に異常を発見したのち、通常の総価契約で施工すると、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路施設及び付属物の機能維持が困難である場合 ② 一般交通への影響が重大である場合 ③ その他総価契約での施工が不適切であり、早急な対応が必要と判断された場合 <p>のいずれかの条件に当てはまる場合とされている。</p> <p>ところで、第二建設事務所では、異常の発見後即時に施工の指示を行わなくとも一般交通に支障をきたしていない事例についても、単価契約工事により行っている。</p> <p>単価契約工事は、例外的な契約方法であることから、所は、単価契約工事の運用を適切に行われたい。</p>	<p>道路施設に異常が生じた場合、即時性が認められない案件については、総価契約で対応する。即時性が認められる場合は、引き続き速やかに単価契約で処置を行っている。</p> <p>以上のことについて、平成24年3月9日の第二建設事務所補修課係長・工区長会及び、平成24年4月25日の第二建設事務所補修課主管事業に関する説明会にて関係職員に指導周知した。</p>
70	建設局	再委託に係る取扱いを適切に行うべきもの	<p>用地部は、所有する先行取得用地（17か所）及び事業用代替地（93か所）の管理・造成等業務について、委託協定書により公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。このうち草刈及び柵等設置等については、仕様書において再委託を認めており、公社は再委託をしているが、これらの取扱いについて、次のような問題点が認められた。</p> <p>(ア) 委託業務については、仕様書において、公社は部との相互連携体制により迅速な履行をしなければならないとし、住民対応及び巡回管理等について、苦情処理・不法占用等の対応が発生した場合は、速やかに都和協議し、迅速な事務処理を行うことを求めている。</p> <p>これは、部が、草刈等における苦情処理等の発生を予め想定し、自らも対応することを前提としているものであり、業務の再委託に当たっては、再委託先、契約内容等について、公社から事前に申請させ、承認・把握する必要があるにもかかわらず、部はこれを行っていない。</p> <p>(イ) 協定第7条第2項において、再委託業務の委託費用については、支出を証明する資料を添付して請求することとされているが、部は、再委託契約書等の適切な履行及び支出を証明する資料を徴しておらず、委託業務内容及び再委託契約金額について検証を行わないまま委託費用を請求しており支出している。</p>	<p>(ア) については、平成24年4月より、再委託先決定後、公社より再委託届を提出させることとし、再委託先・契約金額・再委託内容・工期を確認している。</p> <p>(イ) については、平成24年4月より、草刈・柵設置等の作業の前・中・後の写真を添付することとした。また、再委託契約書については、(ア)の再委託届を受領する際に、委託業務内容及び再委託契約金額について確認を行うこととし、その旨再委託届に付記することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
71	建設局	事業計画書の履行状況の分析・検証を適時適切に行うべきもの	<p>「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」（平成23年3月総務局行政改革推進部、以下「指針」という。）によれば、指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者が協定で合意したサービスの履行及び安全管理等について確認を行うとともに、サービスの実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映していくマネジメントサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。</p> <p>また、サービス内容や管理業務について、できるだけ多面的に評価を行い、利用者の立場に立って日常サービスのチェックや改善に、継続的に取り組んでいくことを促していくことが重要であるとしている。</p> <p>公園緑地部は、都立公園、庭園等（以下「都立公園等」という。）の94施設について、協定を締結し、指定管理者に管理運営を行わせている。また、「指定管理者管理運営業務の履行確認の手引き」を定め、指定管理者が主体的にチェック機能を果たすことにより、都立公園にふさわしい管理運営水準を確保するとともに、効率的な履行確認を実施するために、都に対して的確に実施状況を管理運営月報等により報告するよう求めており、これにより、東部・西部各公園緑地事務所が毎月の履行状況の確認を行っている。</p> <p>ところで、平成23年度の都立公園等管理運営における、事業計画の履行状況に係る確認状況について見たところ、</p> <p>ア 「管理運営業務計画書」記載事項について、管理運営月報での報告がないことから、所はその実施の有無を把握できておらず、このため、実施されていないことについて発見・指導できない状況となっている</p> <p>イ 「イベント及び都民協働計画書」記載事項について、管理運営月報において、イベントの実施予定時期が大幅に経過しているもの、平成23年度内に実施できないことが確定したものなどの報告があったにもかかわらず、内容の確認・分析を行っていないことから計画変更の是非を検証していない</p> <p>など、毎月の履行状況の確認時に、事業計画書どおりとなっているか確認していないことが認められた。</p> <p>所は、事業計画書の履行状況の確認・分析を適時適切に行われたい。</p> <p>部は、適時適切な履行状況の確認方法を検討されたい。</p>	<p>部において、指定管理者管理運営業務の履行確認の手引きを改正し、年間事業計画における実施状況の報告する資料の提出を明確化した。</p> <p>所は、改正後の手引きに基づき、毎月の履行確認時に年間事業計画の事業の実施状況を確認し、改善が必要な場合は指導を行うこととした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
72	建設局	苦情・要望事項について適切に対応するよう指定管理者を指導すべきもの	<p>「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」において、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営については、指定管理業務の履行状況及びサービスの実施状況を確認するとともに、苦情・要望・意見などの収集及び正確な内容把握に努め、速やかに是正措置をとり、その結果を管理運営業務に反映していくことが必要であることから、苦情・要望等についての対応を適切に実施することとしている。</p> <p>都立公園等について指定管理者に管理運営を行わせている公園緑地部は、募集時における指定管理者運営要綱において、よりよい公園管理を実現するための苦情要望への対応方法など、指定管理者としての具体的な提案をさせている。これを受けて指定管理者である公益財団法人東京都公園協会は、管理運営業務計画書において、苦情に対する第一報として24時間以内に迅速な対応を行う「ワンデイレスポンス」を東部公園緑地事務所管内の都立公園等において実施することとしている。</p> <p>しかしながら、木場、石神井公園において提案内容通りの履行がされていない状況が見受けられた。</p> <p>苦情・要望事項は、日々発生し適時に対応すべきものであり、提案内容が実施されていないことは、計画時の水準に比べて、利用者に提供されるサービスが低下することとなるから、所は、適切な対応となるよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>指定管理者である公益財団法人東京都公園協会に対して、「ワンデイレスポンス」について適切に実施するよう指導を行い、協会は、平成24年度から、苦情・要望等への対応を適切に行っている。</p> <p>また、解決に至った苦情・要望等をデータ集積し、初期対応について記録を残すこととした。</p>
73	港湾局	負担金の調定、請求を速やかに行うべきもの	<p>東京港管理事務所は、都内の運河、航路及び河川のしゅんせつ土砂等の処分の適正化を図るため、新海面処分場しゅんせつ土処分管理委託契約（単価契約）を締結している。</p> <p>また、しゅんせつ土砂処分要領により、処分する土砂を運搬する処分者は、処分場建設及び維持管理の負担金として都の検量数量に基づき所定料金を納入しなければならないとしている。</p> <p>当該負担金の徴収については所が行っているが、負担金の請求を行うために必要な検量数量、処分者、処分日等は、受託者から最長でも土砂処分日が属する月末には所に報告されており、請求額等が確定するものである。しかしながら、所は、直ちに調定を行わず、処分者が申請した処分期間の全てが終了し、これに係る完了届を提出するまで調定、請求を行っていないことが認められた。</p> <p>この結果、請求対象12社（8,535万5,260円）のうち7社（5,553万8,060円）について直ちに調定が行われておらず、中には1か月以上も、調定、請求が行われていないものもある。</p>	<p>しゅんせつ土砂処分（有償）に係る負担金の調定及び処分者への請求は、処分者が土砂の搬入を開始した月から、月末ごとに歳入調定し、納入通知書を発行の上、当該負担金を徴収することとした。</p> <p>具体的には、「しゅんせつ土砂処分承認書」の「負担金」の項目に、月末ごとの負担金の徴収について明記した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
74	港湾局	工事契約を効率的及び経済的に行うべきもの	<p>東京港管理事務所では、春海橋公園の整備のため、春海橋公園整備工事（以下「工事1」という。）及び春海橋公園整備工事（その2）（以下「工事2」という。）を実施している。工事1の内容は、敷地造成、植栽基盤、排水設備及び電気設備（分電盤設置、配線・配管）等、工事2の内容は、園路広場整備（舗装）、植栽、電気設備（照明灯の設置等）等である。</p> <p>ところで、これら2件の工事は、起工日も近接しており、施工場所及び履行期限が同じで、ともに造園工事であることから、合わせて1件の契約とすることが可能であり、また、工事内容に密接な関連があることから、1件の契約とした方が、搬入や施工調整等において効率的であり、結果として経費の節減が見込めるところである。</p> <p>しかしながら、所が、契約を工事1と工事2の2件としたことにより、1件とした場合と比較して、392万余円の過大積算となっている。</p>	<p>事業執行計画の作成に当たり、工事の効率性かつ経済性及び契約時期の妥当性等について勘案するとともに、同計画に基づき適正に進行管理を行う。</p> <p>また、契約手続に先立ち、指名業者選定委員会案件については、8月以降、新たに所内の課長会（所長及び各課長）で概要説明を行うこととし、所内で工事内容を確認、検討することによって、工事の効率性かつ経済性の確保を図っている。</p>
75	東京消防庁	警戒線通行証の取扱いについて要綱等の見直しを行い適切な管理及び指導に努めるべきもの	<p>総務部では、消防警戒区域の立入りについて、立入りを許可した者に対し、警戒線通行証を貸与している。</p> <p>警戒線通行証に関する規程及び警戒線通行証取扱要綱によれば、通行証の貸与について、所轄消防署長等は毎年9月末にその照査を行い、貸与の現況を明らかにしておくとともに、貸与を受けている者が貸与を必要とした役職を離れた場合は、直ちにこれを回収し消防総監に返納することとされている。</p> <p>しかしながら、警戒線通行証貸与名簿について見たところ、部では、各消防署が毎年9月末に照査をしているとしているものの、その職を離れているにもかかわらず通行証の回収を行っていない例が認められた。</p> <p>通行証は、貸与の必要性の有無を調査した上で貸与するものであることから、その職を離れているにもかかわらず、消防署長等が通行証の回収を行っていないことは適正でない。</p> <p>また、通行証の発行、返還及び廃棄は、部で行っていることから、部は管理を所轄消防署のみに任せるのではなく、状況を確認する等適切に管理指導すべきである。</p>	<p>通行証の回収を行っていないとされた10名については、平成24年7月5日までの間に消防署長から総務部長への返納等を完了している。</p> <p>平成24年2月8日に総務課長通知を發出し、各消防署副署長へ警戒線通行証の適正な管理の徹底について指導し、総務部において貸与現況を把握した。</p> <p>総務部では、毎年9月末に消防署長等が実施する警戒線通行証貸与名簿の照査に際して、総務課長通知を發出し関与することで、貸与現況を把握し適切な管理及び指導を継続する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
76	東京消防庁	毒物・劇物の管理を厳正に行うべきもの	<p>消防技術安全所では、各消防署等からの依頼により、災害現場での試料採取物の分析を行っている。分析には、毒物及び劇物取締法の毒劇物に当たる試薬を使用していることから、所では、試薬管理システムによる管理簿で在庫量を管理している。</p> <p>ところで、毒物及び劇物取締法第11条によれば毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない、とされており、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付薬発第313号厚生省薬務局長通達）では、毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物について在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう求めている。</p> <p>しかしながら、所は、管理簿において、容器の数により試薬の保管数量を把握している。そのため、①使用毎に把握すべき試薬の使用量を把握していない、②容器内に残存する試薬の量ではなく、容器の数を管理簿に記載していることから、試薬の正確な保有量を把握できず、容器から試薬を持ち出されても分からない状態である。</p> <p>所が使用している試薬は、利用価値が高い反面、吸入や接触によって中毒を起こし、少量で人を死に至らしめるほどの毒物が含まれており、容器内に残存する試薬の量が不明である管理方法は適正でない。</p>	<p>平成24年1月26日に危険物質検証課長通知を発出し、課員一般に毒劇物の使用量及び在庫量の厳正な管理について残量把握の実施等、自主管理強化の観点から徹底を図った。</p> <p>併せて、毒劇物の自主管理に用いる毒劇物管理簿の様式を見直し、使用前重量及び使用后重量を記録することで、容器内に残存する試薬の量を把握している。</p>
77	東京消防庁	危険物の保管を適切にすべきもの	<p>装備部装備工場では、消防車両及び救急車両の車検などの点検業務や故障車両の補修業務を行っている。</p> <p>この補修業務等において使用するものの中に、エンジンオイルやラッカー、塗料など（以下「危険物等」という。）の消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に規定される、第4類引火性液体がある。</p> <p>これら危険物等の管理については、総務省消防庁の「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（通知）」（平成8年10月15日付消防危第125号）により、荷崩れバンドで結束する、又は、容器の落下防止に有効な柵、網等を取り付けるなどにより容器の落下防止措置を講じることとされている。</p> <p>しかしながら、装備工場にある危険物屋内貯蔵所を見たところ、監査日現在、危険物等が架台や床面に保管されていたが、荷崩れ防止バンド等の震災対策が施されていない状況であった。</p>	<p>平成24年2月1日に装備工場長通知を発出し、工場員一般に貯蔵方法の周知を図るとともに、火元責任者等が自主点検を行う際の点検項目に容器の落下防止に係る事項を追加した。</p> <p>併せて、保管されている容器を荷崩れ防止バンドで結束したほか、飛び出し防止板を設置した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
78	交通局	契約事務 手続を適正 に行うべき もの	<p>車両電気部は、工事等の積算を行うに当たり、工事積算標準を定め、当該工事積算標準に具体的な工事標準歩掛りがない場合においては、民間事業者から参考見積書を徴取するなどにより、適正に積算を行うこととしており、委託業務の積算においても、同様の考え方を採用している。また、工事積算標準に基づき、参考見積書を徴した場合には、参考見積書の価格から一定の率を減じた価格を予定価格とすべきとされている。</p> <p>ところで、浅草線電気管理所が行った「ずい道照明の浅草線誘導無線に対する影響評価試験委託」における積算事務について見たところ、所は、当該工事積算標準に具体的な工事標準歩掛りがないことから、本件の受託者から参考見積書を徴取しているが、予定価格の算定に当たり、適正に参考見積書の価格から一定の率を減じていなかった。</p>	<p>所は、平成24年8月28日に所内区長会を開催し、契約の予定価格算定を適正に行うよう指示した。</p> <p>これを受けて、区長は職員に対して、予定価格を積算標準により、適正に設定していることを確認するよう周知徹底した。</p>
79	交通局	契約事務 における積 算手続を適 正に行うべ きもの (地下鉄小 規模工事 等)	<p>工務事務所は、都営地下鉄に係る設備及び構築物の維持管理等の業務として、建設工務部が起工した工事等の監理監督及び施工管理業務及び所が起工した小規模工事（予定価格200万円未満）等の設計・施工管理業務を担当しているが、所において、契約事務における積算手続について見たところ、複数の適正でない事例が認められた。</p> <p>ア 参考見積書について</p> <p>工務事務所は、平成23年度の構築物の清掃委託契約6件を締結しているが、監査日現在、所が積算の根拠とした参考見積書を適正に保管していないため、3者以上の業者に依頼したことや、内訳明細書の単価設定方法の確認ができない状況となっていた。</p> <p>イ 予定価格の設定について</p> <p>参考見積書を徴した場合には、数量の多寡や施工条件、取引実態、実勢の取引価格等を考慮し、予定価格を適正に設定するとしている。</p> <p>その際には、異常値の排除や平均値等の評価を加えるとともに、積算の適正性を担保するため、後から検証できるよう単価の積算方法について起工書に明記しておく必要がある。</p> <p>しかしながら、工務事務所は、予定金額の積算の基礎となる工事単価の根拠に関して、当該見積金額にまちまちの率を乗じて算定しているにもかかわらず適切な説明が行われていない事例や、誤って過去の年度の単価を適用している事例が認められた。所は、それぞれに異なった積算としたことについて、起工書に根拠を示しておらず、この結果、積算が適切か否かの検証ができなくなっている。</p>	<p>部は、平成24年6月12日、所を対象に積算事務を適正に行えるよう研修を実施し、指導を行った。</p> <p>所は、平成24年7月2日、係長会を開催し、契約の参考見積書など積算根拠資料を適正に取り扱うよう周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
80	交通局	委託における予備品の管理を適正に行うべきもの	<p>車両電気部は、都営三田線・大江戸線可動式ホーム柵の保守点検について委託契約を締結している。</p> <p>ところで、ホーム柵の稼動に当たり、部は、緊急の必要に備えて操作パネルやモーターなど合計98種類1,328点（平成23年度末現在）の予備品を保管しており、受託者は、必要に応じて部に請求し、払出しを受けて使用することとなっている。</p> <p>また、仕様書には、受託者が予備品の払出しを受けた場合、可動式ホーム柵予備品在庫表に記録し、在庫管理を行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、在庫表の作成状況について見たところ、受託者の記入に誤りがあったにもかかわらず、部が訂正させていなかったことは、適正でない。</p>	<p>部は、受託者から再発防止策の提出を受け、その内容が適当であることを確認し、平成24年8月3日、受託者に対し、当該再発防止策を適切に実施するよう指示した。</p> <p>平成24年9月1日現在、再発防止策を適切に実施されているかを確認したところ、受託者は、予備品の管理を適正に行っていたことが確認できた。</p> <p>今後とも、受託者を適切に指導し、予備品の管理の適正を確保していく。</p>
81	水道局	検針業務に係る確認点検を適切に行うべきもの	<p>サービス推進部は、検針業務を、地域ごとの徴収業務委託契約により検針会社に委託している。</p> <p>各営業所は、委託業務の履行状況を確認するため、営業事務取扱手続きに基づき、毎月、当該検針月の案件から15件を抽出し、随時に点検する「確認点検」を行っている。これは、検針会社が、メータの読針、使用水量の大きな増減があったときなどの調査を、局が定めた「委託検針業務の処理要領」に沿って、正しく行っているかを確認するものである。</p> <p>墨田営業所では、確認点検の対象を、料金算定を保留したのち局に返納したものから抽出しているが、このような案件は、検針会社の調査内容等を、局が返納を受け処理する際に確認できるものであるから、抜き取りで確認点検を行う意義を損なうものである。</p> <p>また、月に15件とされている点検数についても、ほとんどの月において15件に満たない状況となっている。</p>	<p>墨田営業所では、検針係員に対し、「確認点検」の抽出は当該検針月の全案件を対象とし、かつ適正規模数である15件を行うよう注意喚起を図った。</p> <p>これにより、平成24年度においては、適切な確認点検を実施している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
82	水道局 ＜南部支所＞	給水装置工事の受付審査時に適切な取扱いが行われるよう業務委託会社を指導すべきもの	<p>給水部は、局が給水装置工事を適正に施行することができるとして指定した給水装置工事事業者（以下「工事事業者」という。）が行う給水装置工事につき、その申込受付及び設計審査に係る業務を東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）に委託している。</p> <p>このうち設計審査はTSSの委託業務の履行場所である給水管工事事務所で行い、設計審査手数料等は局の営業所で収納している。</p> <p>また、委託マニュアルにおいて、局の管理瑕疵に起因して、当該工事が計画通り遂行できないことが明らかになったものについて、TSSは、既に収納されている設計審査手数料を還付するための事務を行うとしており、還付の決定は支所が行っている。</p>	<p>南部支所では、重複申請された2案件について、局事由による取消と判断し、平成24年2月13日に設計審査手数料の還付処理を行った。また、南部支所内の給水管工事事務所に対して、給水装置業務委託マニュアル「第6節給水管取付替工事の確認」を提示し、受付時に取付替対象等になっていないかの確認を行うよう再周知を図った。</p>
83	水道局 ＜中央支所＞		<p>ところで、一旦、工事事業者から設計審査の申し込みがあり、その後取消届や変更届が提出されているものについて見たところ、南部支所、中央支所、東部第一支所において、以下のとおり不適正な取扱いを行っている事例が認められた。</p> <p>① 同じ工事について重複申請がされた場合、一方を取り消すときは設計審査手数料を返還しているが、南部支所桜丘庁舎において2件、これを返還していない。</p> <p>② 既に局工事で撤去している給水装置について中央支所で1件、管理図不備のため既に撤去していることを工事事業者が確認できない給水装置について東部第一支所で1件、工事事業者からの撤去工事の受付審査を行い、その後取消届の提出を受けているが、設計審査手数料等を返還していない。</p> <p>③ 南部支所において1件、本来、受付時点で局施行として受け付けるべきものについて、局工事との関連を審査時に確認しないまま工事事業者施行として受付審査しており、後日、変更届を提出させている。</p>	<p>中央支所では、既に局工事で撤去されていた給水装置について、指定工事事業者から提出された撤去申請の取消届を局事由による取消しと判断し、平成24年3月12日に設計審査手数料の還付処理を行った。</p>
84	水道局 ＜東部第一支所＞		<p>② 既に局工事で撤去している給水装置について中央支所で1件、管理図不備のため既に撤去していることを工事事業者が確認できない給水装置について東部第一支所で1件、工事事業者からの撤去工事の受付審査を行い、その後取消届の提出を受けているが、設計審査手数料等を返還していない。</p> <p>③ 南部支所において1件、本来、受付時点で局施行として受け付けるべきものについて、局工事との関連を審査時に確認しないまま工事事業者施行として受付審査しており、後日、変更届を提出させている。</p>	<p>東部第一支所では、管理図不備により既に撤去していることを指定工事事業者が確認できなかったことが原因で提出された撤去申請の取消届を局事由によるものと判断し、平成24年2月20日に設計審査手数料の還付処理を行った。</p>
85	水道局 ＜給水部＞		<p>①及び②の事例の改善のためには、設計審査に係る設計審査手数料等の取扱いを委託マニュアル等で明確にすること、また、③については、部及び支所が、TSSに対し、委託マニュアルに従い、受付時に局工事との関連を十分確認するよう、指導を徹底することなどが求められる。</p> <p>各支所は、設計審査に係る設計審査手数料等の取扱いを適正に行われたい。</p> <p>部は、受付及び設計審査手数料等について適切な取扱いが行われるよう、委託マニュアルを整備するなど会社を適切に指導されたい。</p>	<p>給水部では、平成24年3月16日、給水管工事事務所長会において、事務連絡「平成24年定例監査について」により、設計審査手数料の事例別の還付処理及び受付時に局工事との関連を確認することの周知徹底を図るとともに、担当者はもとより各支所においても適切に処理することが確認できるよう、給水課事務取扱手続及び給水装置業務委託マニュアルを整備した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
86	水道局	有効期限切れメータの引換未施行の解消に向けて進行管理を適切に行うべきもの	<p>給水部は東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）と給水装置業務委託契約を締結し、検定有効期間満了に伴うメータの引換工事に係る業務を委託している。</p> <p>委託マニュアルでは、検定有効期間満了に伴うメータのうち、呼び径40mm以下のものについて、原則としてTSSの給水管工事事務所にて局の契約する単価契約に基づく請負業者により施行するとし、TSSは施行計画や発注などの業務を行うこととしている。</p> <p>また、メータ前後の管が腐食し交換することにより漏水等恐れがあるなどの理由で施行できなかったものについては、給水管工事事務所はメータ引換未施行調査報告書兼処理経過書（以下「処理経過書」という。）を請負業者から提出させて確認し、未施行の解消に向けて管の管理者である水道使用者と腐食管の修繕など継続的に交渉するとともに、この経過を把握するため処理経過書に適宜処理経過を記入するとしている。</p> <p>ところで、未施行案件の進行管理について見たところ、以下のとおり改善すべき事例が認められた。</p> <p>① 中央支所及び東部第一支所において、処理経過の記載が全くない、数ヶ月にわたって交渉を行っていない、など、適切な交渉が行われているか把握できない処理経過書が見受けられた。</p> <p>② 給水課事務取扱手続では、業務委託している有効期限切れメータの未施行案件の進行管理が適切に行われているか処理経過書などにより支所が確認を行うとしているが、履行確認を含め具体的な手続が定められていない。</p> <p>一方、委託マニュアルでは、給水管工事事務所の所長は、発生件数や処理件数を記載した有効期限切れメータ処理状況報告書を作成し、局の営業所長に報告するとともに給水部に送付するとのみの記載となっており、支所による進行管理については記載がない。</p> <p>部は、給水課事務取扱手続や委託マニュアル等において、支所による履行確認や進行管理の具体的な手順を定め、これを明示するなど、有効期限切れメータの引換未施行の解消に向けて進行管理を適切に行われたい。</p>	<p>平成24年3月16日、給水管工事事務所長会において、事務連絡「平成24年定例監査について」により、有効期限切れメータの解消に向けてお客さまと継続して交渉することなどを再度周知した。</p> <p>また、平成24年6月から、メータ引換業務で使用している工事系システムの改善を行い、有効期限切れメータの処理経過について、工事系システムにて最終折衝年月日、交渉経過等を容易に確認できるようになった。これにより、各支所において処理状況の進行管理がより効率的に行えるようになった。</p> <p>なお、この作業手順について、平成24年5月24日に全事務所への説明会において周知し、進行管理の徹底を図ったとともに、平成25年度改定の給水課事務取扱手続及び委託マニュアルに明記する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
87	水道局	メータクロス連絡票が有効なものとなるよう取扱いを明確にすべきもの	<p>集合住宅などで、同一箇所に複数の給水管が所在する場合等において、メータ取付時に、メータの設置場所を取り違えるなどにより、水道使用者とその使用水量を示すメータとの関係が交錯して、互いに他の使用者の水量による料金が請求される状況となることをメータクロスという。</p> <p>サービス推進部と給水部は、平成18年12月4日付事務連絡により、メータクロス発生時における営業所と支所給水課との情報連絡を、より綿密にし、発生原因に即した処理を協働して行うため、処理フローやメータクロス連絡票を作成することなどを定め、営業所と支所給水課における情報の共有化等を図っている。</p> <p>しかしながら、給水部、支所及び営業所におけるメータクロス連絡票の取扱いについて見たところ、以下のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>① 事務連絡が経年とともに周知されていない状況となっており、大田営業所において4件、品川営業所において1件、墨田営業所において1件、メータクロスが判明しているにもかかわらず、メータクロス連絡票を作成していない。</p> <p>② 支所給水課の旧所管係（工事一係）の業務について、平成20年度以降、東京水道サービス株式会社に委託が行われるようになっており、委託マニュアルにおいて、メータクロス連絡票を給水部に提出するとしているが、処理フロー、連絡票の様式等、事務連絡に定められた処理の具体的な方法について一切記載がなく、取扱いが不明確なものとなっている。</p> <p>③ 上記理由などによりメータクロスの発生の件数や原因など正確な状況がサービス推進部及び給水部において把握できず、メータクロスの発生防止策に生かされないものとなっている。</p> <p>メータクロスが発生した場合、利用者の信頼を損なうことになるばかりでなく、各営業所では、料金の徴収及び還付について利用者との調整に多大な人・時間を要することとなる。</p> <p>各営業所は、メータクロス連絡票の取扱いを適切に行われたい。</p> <p>給水部及びサービス推進部は、事務連絡の周知徹底を図るとともに、給水部は委託マニュアルに取扱いを明記するなど、メータクロス連絡票が有効なものとなるよう取扱いを明確にされたい。</p>	<p>給水部では、平成24年3月16日、給水管工事事務所長会において、事務連絡「平成24年定例監査について」により、営業所と連携・協力して処理に当たることやメータクロス連絡表の作成について再周知を図り、平成24年度の給水装置業務委託マニュアル改訂の際、メータクロス連絡票の取扱いを明記した。</p> <p>指摘を受けた営業所では、メータクロス連絡票を適切に作成するよう検針係内に口頭周知を図った。</p> <p>また、サービス推進部では、給水部と調整を図り、平成24年8月30日付事務連絡にて、改めて平成18年12月4日付事務連絡の周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
88	水道局	工事出来高を適正に認定すべきもの	<p>配水管のうち、内径50mmから350mmのものを配水小管と呼び、局は、経年劣化や自然漏水などに備えるため、計画的に布設替えを行っている。また、年度を越えて継続する工事については、東京都水道局工事検査実施基準及び既済部分検査認定基準により出来高を認定することとしている。</p> <p>ところで、西部支所で実施した「杉並区成田西三丁目9番地先から同区成田東三丁目35番地先間配水小管布設替工事」（工期：平成22.6.14～平成23.7.22）及び「中野区南台三丁目45番地先から同区南台二丁目52番地先間外1箇所配水小管布設替工事」（工期：平成22.7.1～平成23.5.26）において、本配水管工事や舗装工事の完成部分、それらに付随する諸経費を出来高として認定すべきところ、完成した舗装工事本復旧部分を出来高として認定しておらず、適正でない。</p>	<p>本指摘の出来高について、誤りを訂正した。</p> <p>西部支所内において、平成24年2月20日に配水課工事担当者及び事務担当者合同会議を開催し、工事日報等により工事の進捗状況を正確に把握し、年度末清算の出来高認定を行う際は、既済部分検査基準を準用して出来高を計上するよう徹底した。</p> <p>また、給水部では、平成24年3月2日の配水系列工務係長会において、各支所における年度末清算の出来高認定については、既済部分検査基準を準用して適正に事務手続を行うよう周知徹底した。</p>
89	下水道局	出張所業務の適切性・効率性を担保すべきもの	<p>下水道局は、区部に7下水道事務所、23区に1か所ずつ出張所を設置しており、23出張所のうち18区における出張所業務について業務委託を行っている。</p> <p>また、局は、下水道管路の維持管理に関する様々な情報を電子データ化して、共有し活用することによって業務の効率化等を図ることを目的として、業務履歴検索システム（以下「システム」という。）を開発し導入している。</p> <p>施設管理部は、出張所に対して、業務実施状況のシステム入力を求めており、システムにより業務実施状況を確認・把握することとなっている。</p> <p>ところで、出張所業務の実施状況をどのように把握しているか確認したところ、システムに入力された内容の検証を行っていない状況が見受けられた。また、出張所業務が処理完了まで適切に実施されたかや、後日補修等の内容が確認できないものなどがあり、経緯を追うことができない状況となっていた。</p> <p>出張所及び関係部署へ問い合わせをしないと状況が判明しないものとなっており、システムによる出張所の業務実施状況の把握が十分にはなされていない状況となっている。</p>	<p>出張所の業務実施状況をシステム上で確認・把握するため、平成24年2月8日付文書により受託者に対しシステムへの処理経過入力と毎月の故障処理作業状況を集計し報告するよう依頼した。</p> <p>また、平成24年3月8日に各下水道事務所・出張所に対し説明会を実施し同様の指示を行うとともに、下水道事務所に対しては、システム入力された内容の検証を行うよう、併せて指示を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
90	下水道局	下水道管きよ等を適切に管理すべきもの	<p>下水道局は、区部に7下水道事務所、23区に1か所ずつ出張所を設置しており、23出張所のうち18区における出張所業務について業務委託を行っている。</p> <p>出張所では、下水道管きよ等が外部からの損傷を受けないように、他企業が近接して工事を施工している箇所について夜間勤務の際に立ち会い、その結果を夜間勤務報告書に記録し事務所へ報告している。</p> <p>出張所業務委託に係る夜間勤務報告書を見たところ、他企業工事立会の際に下水道管きよ等が損傷を受けたため指示した補修等について、指示事項の完了を確認できる書類等がないことが認められた。これは指示内容の完了報告を書類によるべきことを契約に定めていないためである。</p> <p>しかしながら、これらの指示は他企業が施工する工事の際に指示したものであるため、各所は書類がなければ指示事項の完了が確認できないものであり、補修がなされず後日道路が陥没するなどの事故予防や、出張所業務委託の支払根拠となる履行確認からも、書類等で確認する必要がある。</p> <p>部は、他企業によって損傷を受けた下水道管きよ等の補修等の経過を書類により報告することを契約内容に定め、これらの経過を明らかにし、下水道管きよ等を適切に管理されたい。</p>	<p>他企業工事受付台帳の様式を統一し、立会の状況や指示内容・処理完了までの経過を1案件ごとに記載することとした。また、同台帳は1月ごとに委託出張所から所管事務所に提出し、書面による確認を行うこととした。</p> <p>上記内容については、平成24年3月8日に各下水道事務所・出張所に対し事前説明を実施するとともに、平成24年3月27日付事務連絡により受託者及び下水道事務所宛に様式統一を周知した。</p>
91	下水道局	廃棄物の処理を適正な相手方に委託すべきもの	<p>流域下水道本部は、流域下水道幹線保安作業委託（単価契約、推定総金額3,395万7,315円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）をBと締結している。</p> <p>この委託内容には、雨水管から河川への放流口（雨水吐口）に設置されているスクリーンを清掃する業務に伴って発生した廃棄物を処分する、雨水吐口廃棄物処分業務が含まれている。排出された廃棄物は廃プラスチック等であり産業廃棄物に該当する。</p> <p>ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第5項では、産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該廃棄物に対応した産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有する者に委託しなければならないと定められている。</p> <p>しかしながら、Bは受託に必要な廃プラスチック類の許可を有しておらず、産業廃棄物の処理を委託するのは適正でない。</p>	<p>流域下水道幹線保安作業で行うスクリーン清掃に伴い発生した廃棄物については、下水道法に基づき、下水道事業の一連の作業として処理を行うこととした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
92	教育庁	センターに集約して契約事務を行うべきもの	<p>教育庁では、平成18年度から、東京都学校経営支援センターを都内6か所（3所・3支所）に設置し、学校経営に対する支援のほか、経理事務などの学校業務に対する支援を行っている。</p> <p>各都立学校では、予定金額が40万円未満の契約を行っているが、同種の契約を複数校分まとめ、センターによる契約として競争入札とするほうが、競争性、透明性が高まるとともに、価格もより低廉となることが期待できるため、各センターは、管轄の学校に対し、極力センターに契約を集約するよう呼びかけている。</p> <p>ところで、各学校における契約締結状況を見たところ、センターにおける契約に集約することが可能であるにもかかわらず、14校において、当該校単独での契約となっている事例が認められた。</p> <p>各学校は、契約をセンターに集約することで、競争性、透明性、経済性を高める必要がある。</p> <p>都立学校教育部は、センターに集約すべき契約について、より一層、確実にセンターで契約できるよう、各学校に対し指導を徹底する必要がある。</p>	<p>都立学校教育部は、本庁契約主管課とともに、平成24年9月20日に開催した学校経営支援センター経理第二係長会の場において、各学校経営支援センターに対し、契約のより一層の集約に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>学校経営支援センターは、これを受け、10月4日開催の経営企画室長連絡会において、各学校に対する周知徹底を図った。</p> <p>各学校は、経営企画室内係会等を通じ、競争性、透明性、経済性を高め、適切に契約事務を行うよう、計画的な予算執行と学校経営支援センターへの契約集約を進めることの重要性を職員に周知徹底した。</p>
93	教育庁	予定価格の設定を適切に行うべきもの	<p>東部学校経営支援センターが平成23年度に行った契約の予定価格の設定方法について見たところ、物品の買入れ11契約について、以下の適切でない事例が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予算額をそのまま予定価格としている。 ② カタログやインターネットで市場価格を調べたとしているものの、その根拠となる写しを保存していない。 ③ 参考見積りを複数の業者から徴取していない。 ④ 予定価格の積算の根拠の記載がない。 <p>センターは、予定価格の設定を適切に行われない。</p>	<p>東部学校経営支援センターは、平成18年9月26日付「契約事務において留意すべき事項について」に基づき、参考見積りをもとに予定価格の設定を行う場合には、学校が徴取した複数の参考見積りについての確認・比較等を十分に行い、適正に予定価格設定を行うよう、平成24年9月3日開催の東部学校経営支援センター内係会において、周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
94	教育庁	予定単価の設定を適切に行うべきもの	<p>都立学校教育部が締結した「平成23年度非常災害用毛布の洗濯及び梱包委託」における予定単価の積算方法について見たところ、部は、参考見積りを3者から徴していた。</p> <p>部は、本来、参考見積りのうちの最も安価なものを重視するなどして予定単価を算定すべきところ、最も高額であった参考見積額よりもさらに高い額を予定単価として設定していたことは、適正でない。</p>	<p>都立学校教育部は、平成24年7月23日に開催した部課長会において、平成18年9月26日付「契約事務において留意すべき事項について」に基づき、適正な契約目途額や予定価格の設定等に留意すべき事項を改めて周知し、予定単価を設定する担当者に対する指導を適切に行うよう徹底した。</p>
95	教育庁	プリペイドカードの購入を適切に行うべきもの	<p>小平西高等学校では、プリペイドカード用携帯電話本体を購入することとし、また、平成24年3月23日、学校所有のプリペイドカード用携帯電話3台分として、1万円のプリペイドカードを12枚、合計12万円で購入した。</p> <p>プリペイドカードは、有効期間内に通話可能額分を使いきらないと、残高は失効してしまうことから、学校が千円、3千円、5千円、1万円と4種類あるプリペイドカードのうち、全てを最も多額な1万円のプリペイドカードを購入するとしたことは、適切でない。</p> <p>また、平成24年3月23日に購入を行っているが、平成23年度内の使用実績はなく、学校は、多額のプリペイドカードを保管しておくほかなくなっていたことが認められた。</p> <p>学校は、宿泊を伴う学校行事等において使用する予定を考えた上で、購入時期やカード種類を選ぶ必要があったにもかかわらず、これを行っていなかったことは、適切でない。</p>	<p>小平西高等学校は、プリペイドカードの購入数量及び時期について、過去の使用実績を踏まえ事業計画に基づく必要な数量を精査した上で適切な時期に購入することとし、教職員にその旨を周知徹底した。</p> <p>また、都立学校教育部は、公費による携帯電話の取扱いを適正に行うよう、「公費により使用する携帯電話の取扱いについて」(平成24年7月13日付24教学高第639号)により、各学校に通知した。</p> <p>部としては、プリペイドカードの購入のみならず、携帯電話の管理・使用や物品の管理についても、適切に処理するよう指導を強化していく。</p>
96	教育庁	図書館管理業務委託契約の仕様書に定める資格の確認を適切に行うべきもの	<p>東部学校経営支援センターは、平成23年度、都立葛飾商業高等学校外4校の図書館管理業務について業務委託契約を締結している。</p> <p>本件契約について見たところ、その仕様書において、業務従事者の教育訓練等について、「司書資格を有する者でこれまで公立図書館等において各種管理業務に従事したことがある者」などと規定している。</p> <p>しかしながら、センターは、受託者から当該事項について司書の資格証や履歴書の提出を受けておらず、仕様書に定める要件を確認していなかったことは適切でない。</p>	<p>東部学校経営支援センターは、平成24年度図書館管理業務委託において、受託者から司書の資格証及び履歴書の提出を受け、仕様書通りに履行されていることの確認を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
97	教育庁	消防設備について、速やかに改善措置を講じるべきもの	<p>消防設備については、生徒の安全を確保するため、常に良好な状態を維持する必要があるが、府中東高等学校において、平成23年12月に行われた消防設備点検の実施結果を見たところ、学校は、報告書に「シャッター不良」との不備を指摘された箇所について、監査日（平成24.5.21）現在においても修理を行っていない。</p>	<p>府中東高等学校は、平成24年5月23日（監査実施日の翌日）、契約を締結した西部学校経営支援センターへ「修繕依頼書」を送付した。</p> <p>西部学校経営支援センターは、学校からの依頼に基づき修繕を発注し、同年8月29日、改修工事が竣工した。</p> <p>学校としては、今後、このような事案が再発しないよう、西部学校経営支援センターと緊密に連絡を取り合いながら、速やかな対応を行っていく。</p>
98	教育庁	<p>建物清掃業務委託等契約の履行確認を適正に行うべきもの</p> <p><府中東高等学校></p>	<p>西部学校経営支援センターでは、技能職員の配置を行わない学校のため、環境整備業務委託あるいは建物清掃業務委託を、それぞれ数校ずつにまとめて契約することとしている。</p> <p>この契約の仕様書と、府中東高等学校における業務報告書等を照合したところ、以下のとおり、適切でない状況であったにもかかわらず、適正に履行されたとして、委託経費を支払っている。</p> <p>① 仕様書において、一旦提出された月間作業計画書を変更する場合は、受託者は、変更となった月間作業計画書を作成し、学校に提出しなくてはならないことが規定されているが、実際に業務に従事した場合に受託者が作成して学校に提出する業務報告書を確認したところ、記載内容に食い違いが生じていたが、学校は、仕様書に定める作業計画の変更手続を受託者に行わせていない。</p> <p>② 受託者が日常的に清掃するよう仕様に定められている受水槽の周囲について、他の事業者が簡易水道の検査を実施した結果、管理状況が悪いとの報告を受けており、日常の清掃作業が、仕様のとおり適切に行われているとはみなせない。</p> <p>③ 受託者は、月間作業計画書及び月間作業報告書に、仕様に定めていない、建物外における業務を実施したと記載していた。学校は、明らかな誤りであるにもかかわらず、提出を受けた月間作業計画書等をもとに履行の確認を適切に行っていないことから、受託者に月間作業計画書等の訂正をさせていない。</p>	<p>府中東高等学校は、建物清掃業務委託契約の履行における、月間作業計画書、月間作業報告書、業務報告書の間で相違を生じさせないよう、受託者との協議に当たっては、複数の職員が対応し、履行を厳正に確認するよう内部体制の見直しを図った。</p> <p>また、受託者に対しては、平成24年5月24日、「月間作業計画書」とは異なる作業を行う場合には、変更となった「月間作業計画書」の提出及び「月間作業報告書」の適正な作成の徹底を指示した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
99	教育庁	建物清掃業務委託等契約の履行確認を適正に行うべきもの <小平西高等学校>	<p>西部学校経営支援センターでは、技能職員の配置を行わない学校のため、環境整備業務委託あるいは建物清掃業務委託を、それぞれ数校ずつにまとめて契約することとしている。</p> <p>この契約の仕様書と、小平西高等学校が提出を受けた業務報告書を見たところ、小平西高等学校は、指定された業務について履行の報告が行われていないにもかかわらず、履行が完了されたとして委託経費の支払いを行っている。</p>	<p>小平西高等学校は、環境整備業務委託契約の履行における、月間作業計画書、月間作業報告書、業務報告書の間で相違を生じさせないよう、受託者との協議に当たっては、複数の職員が対応し、履行を厳正に確認するよう内部体制の見直しを図った。</p> <p>また、受託者に対しては、平成24年6月1日、「月間作業計画書」とは異なる作業を行う場合には、変更となった「月間作業計画書」の提出及び「月間作業報告書」の適正な作成の徹底を指示した。</p>
100	教育庁	屋上緑化施設の管理を適切に行うべきもの	<p>中部学校経営支援センターは、富士高等学校における屋上緑化施設の管理委託契約を締結している。</p> <p>屋上緑化のために用いられるかん水装置は、平成21年度に設置され、1日朝夕の2回、自動的に植物に水を撒くために使われている。</p> <p>当該委託契約に係る月間作業・点検報告書を見たところ、かん水装置は、平成23年4月から同年11月までの間、電源装置が作動しない状況にあり、11月から翌年1月まで修理に期間を要していた。</p> <p>センターは、故障の確認から修理完了までに10か月かかったことについて、かん水装置が平成21年度に設置されたことから、保証対象であるか、確認が長引いたためとしている。</p> <p>しかしながら、キリンソウ178株、マツバギク30株の植替えの必要が生じており、また、結果的に保証期間外であったことを踏まえると、学校は、植栽の保護のために、適切な措置を講じておくべきであった。</p>	<p>都立学校教育部は、平成24年6月15日、屋上緑化整備実施校に対して、屋上緑化工事終了後に植物及びかん水装置に不具合があった場合における適正な対処方法とともに、そのような時には、各学校において、学校管理者が植物の育成状況及びかん水装置の作動状況を定期的に把握する等、適切に管理する必要があることを、文書で周知した。</p> <p>学校経営支援センターでは、再発防止に向けて、指導対象校を拡大し、平成25年度以降に当該施設の整備予定の学校についても指導を行っている。</p> <p>富士高等学校では、部及び学校経営支援センターの指導のもと、屋上緑化施設の適切な管理に努めている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
101	教育庁	学校開放事業に係る報償費の支出事務を適切に行うべきもの	<p>都立学校では、都立学校の学習・文化・体育施設を広く都民に公開する学校開放事業を行っている。各学校が学校開放を実施するに当たり、事業を所管する地域教育支援部では、「都立学校開放事業運営の手引」（以下「手引」という。）を作成している。</p> <p>ところで、小岩特別支援学校における障害者のためのプール施設の開放事業について見たところ、手引には、「障害者のためのプール開放事業日誌」の様式が示されているにもかかわらず、小岩特別支援学校では、これを用いず、学校で独自に作成した様式により日誌の作成を行っていた。</p> <p>学校が作成した事業日誌の監視指導員名には、報償費の支払対象者の氏名が記載されておらず、また、出勤簿には勤務時間の記載がなかった。そのため、学校は、全時間（1日3時間）勤務したかの確認ができないにもかかわらず、出勤簿に押印してあることをもって全時間勤務がなされたとして報償費を支払っていることは適切でない。</p>	<p>地域教育支援部は、平成24年6月26日、プール開放事業研修会を開催し、平成24年度プール開放実施予定校32校を対象に、報償費の適切な管理・経費支出を行うために必要な指定様式を使用するよう周知徹底した。</p> <p>小岩特別支援学校は、平成24年度実施のプール開放事業において、指定様式を使用し、報償費の支出事務を適切に行った。</p>
102	教育庁	理振台帳を適正に整備すべきもの	<p>小・中・高等学校等において、理科、算数・数学の教育に必要な設備を整備するため必要な経費については、国による補助制度があり、各学校は、毎年3月31日現在の理科教育設備整備費等補助金に係る理科設備又は数学設備の状況について、高等学校理科教育等設備台帳（以下「理振台帳」という。）に記帳し、保管しておかなければならない。</p> <p>ところで、総合工科高等学校において、理振台帳の管理状況を見たところ、理科教育等設備の整備が行われているにもかかわらず、平成18年4月1日の開校以来、整備した備品について記帳を行っていないことが認められた。</p>	<p>総合工科高等学校は、理振台帳を整備し、平成24年6月21日に整備した備品についての記帳が完了したことを、都立学校教育部に報告した。</p> <p>都立学校教育部は、平成24年9月10日、全ての都立高等学校長及び中等教育学校長に対し、理振台帳作成の意義及び理振台帳作成要領に基づく適正な整備について、「平成24年定例監査に伴う適正な処理について（通知）」（平成24年9月10日付24教学高第1045号）により周知徹底した。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
103	東京消防庁	防災拠点としての安全対策について	<p>庁舎の安全確保対策の現状について見たところ、コンセントの絶縁不良（漏洩電流）が電気工作物の点検で発見され、至急対処が必要であると報告されていたにもかかわらず、監査日現在まで2年3か月にわたり放置されていたほか、四谷消防署については、平成20年行政監査「庁舎の管理」において消防防災資料センターの消防設備保守の不備を指摘されているにもかかわらず、今回、再び建築設備の保守対策が遅滞となっている。</p> <p>また、転倒・落下・移動防止対策の態様は、各部署によって、その対応の方法や程度が異なり、耐震性には相当な差が認められ、防災指導官庁としての対応が統一的なものとなっていない。</p> <p>これは、防災対策に向けた庁自らのマニュアルが整備されていないことや、措置した防災対策が実効性のあるものとなっているかの検証が徹底されていないことによる。</p> <p>総務部では、マニュアルについて、平成18年3月に「オフィス家具類・家電製品の転倒防止対策に関する指針」を示しているとしているが、これは、各消防署等に対応したものとなっていない。</p> <p>部は、各消防署等に対応した防災対策実施マニュアルを策定するとともに徹底した措置を実施する必要がある。</p>	<p>実査において改善すべきとされた個別事案は、平成24年2月2日までの間に是正措置を完了している。</p> <p>転倒・落下・移動防止対策については、平成24年2月17日に総務課長通知を发出し、各消防署副署長等へ対策を普及啓発する立場から推進するように徹底した。</p> <p>また、指摘のあった事案の改修における進捗管理については、平成24年2月21日に施設課長通知を发出し、早期改修を徹底するための自己点検を行うことにした。</p> <p>さらに各消防署等に対応した防災対策実施マニュアルとして「対策事例集・チェックシート」を定め、これを平成24年9月に各所属に配布し安全点検時等の検証に活用し、対策の実効性を高めることにした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
104	教育庁	受講料の還付のあり方について	<p>教職員研修センターが開講している「東京未来塾」では、平成23年度、進路変更により退塾した受講生が発生した際、月割計算で受講料の還付を行っている。</p> <p>ところで、「東京未来塾受講料徴収要綱」では一旦納めた受講料は、教育委員会が特に必要と認めない限り還付しないこととしている一方、センターは、「東京未来塾受講料の取り扱いを定める事項（平成21年3月13日研修部長決定）」により「不還付の例外」として、「受講者の資格を喪失したとき」には還付する旨を規定している。</p> <p>研修部長決定に定める内容と、受講料徴収要綱に定める不還付を原則とする考え方とは整合していないことから、センターには、受講料の還付のあり方についての検討が望まれる。</p>	<p>総合的に検討した結果、東京未来塾への入塾に当たっては、校長の推薦等十分な事前審査を行っているものの、現状においては、入塾後に実施する塾生への進路指導等の結果、進路変更が適切であるとの判断から、退塾が発生していることも踏まえると、受講料は、塾に在籍した期間に応じて徴収することの方が適当であると判断すべきである。</p> <p>よって、当初からの、受講料に係る「不還付の原則」を、今回を機に見直すこととした。</p> <p>教職員研修センターは、このことから、平成24年9月5日、東京未来塾受講料徴収要綱第4条を見直し、退塾した場合の受講料について、未受講分は返還するよう規定を改正した。</p>